



第4次 いきいきプラン 八王子

～第4次八王子市地域福祉推進計画～

令和7年度～令和12年度

ごあいさつ

あなたもわたしも主役～つながりあい、支えあうまち はちおうじ～

八王子市社会福祉協議会（以下、本会）は地域福祉を推進するミッションのもと、平成22年以降、地域福祉推進計画（以下、いきいきプラン八王子）を、社会情勢等を踏まえ策定し、地域福祉の向上に取り組んでまいりました。

いきいきプラン八王子は、住民をはじめ多様な主体が連携・協働しながら、ボランティアな地域主体の活動を計画付ける「地域福祉活動計画」、および地域福祉の推進団体である本会の強化策を計画付ける「社協発展・強化計画」を一体的に策定しています。

令和6年度末、第3次いきいきプラン八王子の計画期間が終了するにあたり、いっそうの地域福祉を推進することを目的に、このたび、令和7年度以降の計画－第4次いきいきプラン八王子を策定しました。

策定にあたっては、地域共生社会の実現に向けた国の動向やコロナ禍を経験し変容したコミュニティを背景にするとともに、令和6年3月八王子市が策定した「第4期八王子市地域福祉計画」踏まえ策定に取り組みました。

八王子市が策定した「第4期地域福祉計画」では、“多様なつながるで充実する地域福祉－つながる地域でつなげる未来”をキーワードとしています。

第4次いきいきプラン八王子でも“つながる”を視点に、新たに行動計画として“地域座談会”を位置づけました。地域座談会は、住民の皆様をはじめ多様な主体が集い、出会い、地域の現状やそれぞれの想いを共有し、そして、人とひと、人と地域のつながりや支えあいのしくみづくりにつなげる“場”として開催し、いっそうより良い地域社会を共に築いていくために積極的に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたっては、住民の皆様をはじめ各団体・機関の皆様との連携・協働が不可欠であると考えております。ぜひ計画の趣旨と内容をご理解いただき、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力賜りました策定委員の皆様、地域座談会やアンケート調査、パブリックコメント等で様々なご意見をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

会 長 赤澤 将



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉の推進	4
3 計画の性格	5
4 計画の策定体制	7
第2章 地域の諸課題と活動状況	9
1 第3次計画策定後の社会情勢	11
2 これまでの社協及び市の動き	14
3 第3次計画の評価	16
4 統計資料からみる地域の現状	22
5 市のアンケート調査からみる地域の現状	24
6 地域福祉活動計画策定にあたっての取組	28
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 第4期八王子市地域福祉計画との整合	37
2 計画の基本理念	39
3 計画の重点取組	40
4 計画の展開	42
第4章 地域福祉活動計画	43
1 地域のつながりを深めていこう！	45
2 地域みんなで支えあおう！	52
第5章 社協発展・強化計画	61
1 発展・強化計画策定にあたって	63
2 とともに生きる豊かな地域社会づくり	66
第6章 計画の推進体制	73
1 関係機関・団体との連携と住民の活動参加の促進	75
2 計画の進行管理	75
資料編	77
1 第4期八王子市地域福祉計画 関連資料	79
2 計画策定の経過	80
3 計画策定の組織	81

第1章 計画の策定にあたって

-
- 1 計画策定の趣旨
 - 2 地域福祉の推進
 - 3 計画の性格
 - 4 計画の策定体制
-

1 計画策定の趣旨

平成31年3月に策定した「第3次八王子市地域福祉推進計画（第3次いきいきプラン八王子）」（以下「第3次計画」という。）では、めざす姿として「市民力・地域力で支えあい～住民が、主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち～」を掲げ、「包括的な支援体制の構築」、「多様な支えあいのしくみづくり」、「市民力・地域力の向上」に取り組んできました。

この間、少子高齢化に伴う人口減少やライフコースの多様化、新型コロナウイルス感染症による影響などから、人々の暮らし方には変化が生じています。近年では、独居の高齢者の増加や子どもの育児と親の介護が重なるダブルケア、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題、家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っているヤングケアラーなど、新たな地域生活課題への対応が求められています。

地域においても、地域福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなど、支えあいの機能が低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

このような社会的な背景を踏まえて、国においては、地域共生社会の実現を目指した新たな取組が進められています。地域共生社会とは、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、よりよい地域を一体となって創っていく社会のことです。この新たな社会をつくっていくことを具体化する事業として、令和2年6月に社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

八王子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、令和3年4月から、八王子市（以下「市」という。）からの受託により、全国に先駆けて重層的支援体制整備事業を開始するとともに、身近な福祉の相談窓口となる、「八王子まるごとサポートセンター」（以下「はちまるサポート」という。）を設置し、市との連携による地域を基盤としたソーシャルワーク実践を推進しています。

こうした中、第3次計画が令和6年度をもって終了するため、これまでの成果や課題、令和6年3月に市が策定した「第4期八王子市地域福祉計画」を踏まえ、これからの地域福祉を推進するための新たな計画として、令和7年度から令和12年度までを計画期間とする「第4次八王子市地域福祉推進計画（第4次いきいきプラン八王子）」を策定することとしました。

■市民力・地域力

地域共生社会の実現のためには、住民一人ひとりが自主的・自発的に地域課題を解決したり、地域福祉を向上させようと活動する力（市民力）、地域住民や町会・自治会及び管理組合、各種団体、事業者など地域を構成するさまざまな人たちがお互いに協力して地域課題に取り組み、地域をより良いものにしていく力（地域力）の向上が欠かせない条件であり、本市の強みである「市民力・地域力」を活かしながら、地域福祉を推進しています。

2 地域福祉の推進

(1) 地域福祉とは

高齢者、障がいのある人などの支援が必要な人への対応はもとより、「住民誰もが自分らしい生活を送るために、各自の能力や興味・関心に応じて自己実現していけるようにするまちづくり」という広い視点で「福祉」を捉えることが必要です。

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係や、そのしくみをつくっていくこと」であり、言い換えれば「“市民力・地域力”、行政による支援、民間事業者による支援の活用をあわせた重層的な協働の取組」となります。

地域福祉の実践・実現に向けては、住民それぞれの家族関係や生活環境に即して、自立生活のためにどのような支援が必要であるか、また、本人が何を求めているかを明らかにするなかで、制度化されたサービスの提供だけでなく、近隣住民やボランティアによる支援も含めて地域自立生活支援を考えていこうとする「コミュニティソーシャルワーク」の考え方が大変重要になります。

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けて、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別に設置されている個々の相談窓口だけでは対応できない、地域住民の

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築するため、既存の取組を活かしつつ、「分野や内容を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援と、それを支える「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の2つの事業を一体的に実施するものです。



出典：厚生労働省

3 計画の性格

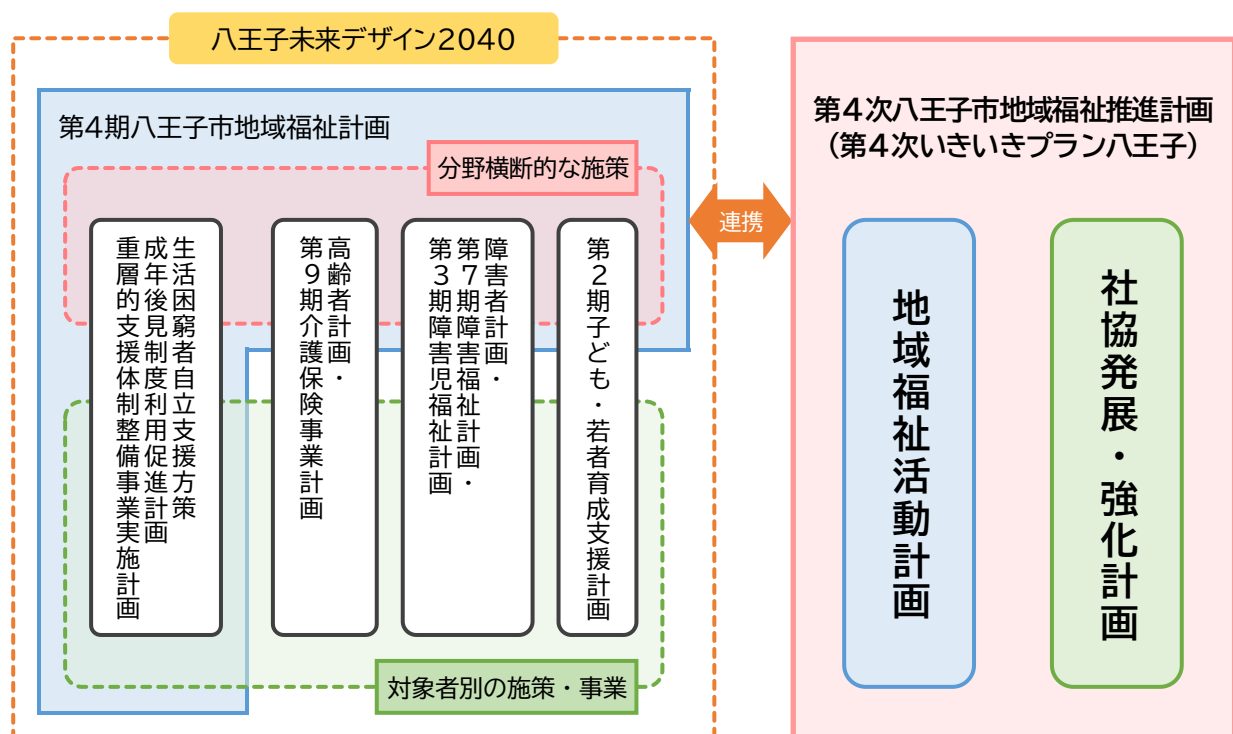
(1) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間です。なお、3か年経過後を目安に、計画の進捗状況、社会情勢等を検証し、必要に応じて計画の改訂を行います。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市区町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」にあたりとともに、その推進役となる社会福祉協議会自身の組織強化を目的とする「社協発展・強化計画」も一体的に策定した計画です。

「地域福祉活動計画」は、地域住民や福祉・保健等の関係団体が地域福祉推進に主体的に関わる具体的な活動を定めるものであり、「社協発展・強化計画」は地域福祉推進の中核的な役割を担う社協の組織や人材、財務の強化を計画的に進めるために定めるものです。また、令和6年3月に市が策定した「第4期八王子市地域福祉計画」の理念や内容の一部を共有し、言わば“車の両輪”の関係にあります。さらに、市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」との整合性を図るとともに、「八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画」、「八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「八王子市第2期子ども・若者育成支援計画」等の関係計画と連携していきます。



(3) SDGsとの関係性

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、地域福祉がこれまで進めてきた歩みや地域共生社会の実現につながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの目標に沿っていくことが求められます。

■持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）



出典：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

■本計画に関連するSDGs



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民の代表者や社会福祉関係団体の代表、学識経験者、市の福祉関係職員等の委員から成る「第4次八王子市地域福祉推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）で市の現状の把握や課題解決に向けた検討を重ね協議・承認を得たうえで社協の「理事会」で決定後、「評議員会」へ報告を行いました。

市民意見の反映に関しては、令和4年に市が実施したアンケート調査やその他の調査研究資料、令和6年7月に実施した地域福祉セミナーでのアンケート及び令和6年10月に実施した地域座談会での参加者の意見やホームページ及び社協だよりに掲載した住民アンケートに基づいて計画案を作成するとともに、令和7年1月に計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域の諸課題と活動状況

-
- 1 第3次計画策定後の社会情勢
 - 2 これまでの社協及び市の動き
 - 3 第3次計画の評価
 - 4 統計資料からみる地域の現状
 - 5 市のアンケート調査からみる地域の現状
 - 6 地域福祉活動計画策定にあたっての取組
-

1 第3次計画策定後の社会情勢

(1) 社会福祉法の改正

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められており、こうした考えのもと令和2年に「社会福祉法」の改正が行われ、令和3年4月から施行されています。

改正内容としては、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行うこととし、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることなどが規定されています。

(2) 災害対策基本法の改正

昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された「災害対策基本法」は、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定を置いています。

令和3年5月には、令和元年の台風第19号等を踏まえて大規模な法改正が行われており、改正内容としては、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難勧告・避難指示の一本化や個別避難計画の作成、災害が発生するおそれがある段階での国の災害対策本部の設置などとなっています。

個別避難計画の作成にあたっては、市町村が主体となり、防災関係者だけでなく福祉関係者等も含めて作成することとされています。また、福祉避難所に直接避難することは従来認められていませんでしたが、個別避難計画を作成する段階で避難先を明示することとされています。

(3) 成年後見制度の利用の促進

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）は、成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針やその他の基本事項を定めること等により、施策の総合的かつ計画的な推進を目的としています。

市町村は、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力することとされており、令和4年3月に策定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を踏まえた計画策定が求められます。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとされています。

(4) 再犯の防止等の推進

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)は、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、令和5年3月に策定された国の「第二次再犯防止推進計画」の内容を踏まえた計画策定が求められます。

第二次再犯防止推進計画では、これまでの方向・視点を踏襲し、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することとされています。

(5) こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月から施行されています。また、それらを推進するための「こども家庭庁」が発足されるとともに、同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が決定されました。

市町村はこども大綱および都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるように努めることとされています。また、市町村こども計画は、少子化対策や子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を含むものとされており、こども・若者のための総合的かつ一体的な計画策定が求められます。

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が成立し、平成28年4月から施行されています。

令和3年5月には、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されています。

改正内容としては、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されています。

(7) 生活困窮者の自立支援

単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、令和6年4月に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が改正され、令和7年4月から施行（一部順次施行）することとされています。

改正内容としては、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずることなどが規定されています。

(8) 孤独・孤立対策推進法

日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えることや、社会から孤立していることにより、ひきこもりや8050問題などの地域生活課題に発展する可能性があることを踏まえ、孤独・孤立の状態にある方への支援を強化するため、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年4月から施行されています。

市町村は、社会のあらゆる分野において当事者等の状況に応じた施策を策定・実施することや、関係機関等とともに必要な情報交換及び支援内容に関して協議を行う場の設置に努めることなどが必要となりました。

なお、令和6年6月に策定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」では、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指し、特に重点を置いて取り組むべき事項として、「地方公共団体及びNPO等への支援」、「孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化」、「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」を定めています。

(9) 認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が成立し、令和6年1月から施行されています。

市町村は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとされています。

国では、認知症基本法の成立を踏まえ、内閣総理大臣を本部長とする「認知症施策推進本部」、認知症の人、家族等をはじめとした関係者で構成される「認知症施策推進関係者会議」を開催するなど、「認知症施策推進基本計画」の策定に向けた取組を実施しています。

2 これまでの社協及び市の動き

国の動き等	社協および市の動き
平成20年 ・「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」最終報告書 ・「後期高齢者医療制度」開始 ・日比谷公園での「年越し派遣村」の開設	平成20年 ・「ふれあい・いきいきサロン」拡充を目的に支援金を増額（社協・市） ・「高齢者ボランティア・ポイント制度」開始（市） ・「生活安定化総合対策事業」開始（社協・市） ・「八王子市地域福祉保健計画」策定（市） ・東京都社会福祉協議会と災害時相互支援協定締結（社協）
平成21年	平成21年
	・「臨時特例つなぎ資金貸付事業」開始（社協・市）
平成22年	平成22年
・高齢者の“所在不明”の問題が発生	・「八王子市地域福祉推進計画（いきいきプラン八王子）」策定（社協）
平成23年	平成23年
・「東日本大震災」の発生→「災害対策基本法」の数次にわたる改正 ・従来からの「孤独死」に加え、「孤立死」のケースも各地で発生→「無縁社会」という新語	・職員の地域圏域担当制を開始（社協） ・東日本大震災復興支援ボランティア派遣事業開始（社協・市）
平成24年	平成24年
・「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始 ・「障害者虐待防止法」の施行	・「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」施行（市） ・「市民後見人（社会貢献型後見人）」が誕生（社協）派遣事業開始（社協）
平成25年	平成25年
・「台風26号伊豆大島土砂災害」の発生	・新基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」策定（市） ・「第2期八王子市地域福祉計画」策定（市） ・「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」開設（社協）
平成26年	平成26年
	・「地域福祉推進拠点 石川」開設（社協） ・「第2次八王子市地域福祉推進計画（第2次いきいきプラン八王子）」策定（社協）
平成27年	平成27年
・「生活困窮者自立支援法」の施行 ・「関東・東北豪雨災害」の発生	・“中核市”への移行（市） ・「常設サロン」開始（市）

国の動き等
平成28年
・社会福祉法人制度改革…社会福祉法人の地域貢献の責務化 ・「地域共生社会実現本部」の設置 ・「成年後見制度利用促進法」の施行 ・「障害者差別解消法」の施行 ・「再犯防止推進法」の施行
平成29年
平成30年
・「社会福祉法」の一部改正
平成31年（令和元年）
・「台風19号」の発生
令和2年
・新型コロナウイルスの感染拡大 ・「社会福祉法」の改正
令和3年
・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行 ・「重層的支援体制整備事業」の創設 ・「障害者差別解消法」の改正
令和4年
令和5年
・「こども基本法」の施行 ・「こども家庭庁」の発足 ・「こども大綱」の決定
令和6年
・「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の改正 ・「孤独・孤立対策推進法」の施行 ・「認知症基本法」の施行

社協および市の動き
平成28年
・創立90周年（社協） ・「生活支援体制整備事業」開始（社協） ・「介護予防・日常生活支援総合事業」開始（市）
平成29年
・社協組織改正・「支えあい推進課」新設 ・「地域福祉推進拠点 川口」開設（社協）
平成30年
・「第3期八王子市地域福祉計画」策定（市） ・「地域福祉推進拠点 浅川」開設（社協） ・「地域福祉推進拠点 大和田」開設（社協） ・「地域福祉推進拠点 由井」開設（社協）
平成31年（令和元年）
・「第3次八王子市地域福祉推進計画（第3次いきいきプラン八王子）」策定（社協） ・台風19号被災に伴い、社協では初めてとなる災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 ・「地域福祉推進拠点 由木」開設（社協） ・「地域福祉推進拠点 由木東」開設（社協）
令和2年
・「地域福祉推進拠点 台町」開設（社協） ・「地域福祉推進拠点 恩方」開設（社協）
令和3年
・「重層的支援体制整備事業」開始（社協・市） ・「地域福祉推進拠点」を「はちまるサポート」に名称変更（社協）
令和4年
・「避難行動要支援者個別避難計画」作成（市） ・「はちまるサポート長房」開設（社協） ・「はちまるサポート元八王子」開設（社協）
令和5年
・「八王子未来デザイン2040」策定（市） ・「はちまるサポート館」開設（社協） ・「はちまるサポート加住」開設（社協）
令和6年
・「第4期八王子市地域福祉計画」策定（市）

3 第3次計画の評価

(1) 地域福祉活動計画の評価

基本方針1 地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう

【目標1】まちの未来について考えよう！

活動項目① 福祉圏域における福祉活動計画の策定

〔取組の評価〕

計画進捗の見直しにおいて地域ネットワークにより取り組んでいくこととしました。

令和6年7月開催の地域福祉セミナーのアンケート及び令和6年10月開催の地域座談会において、広く地域住民の声を聞き、その意見を踏まえた計画策定を行い、第4次いきいきプラン八王子で具現化していきます。

【目標2】だれでも、なんでも相談できる場をつくろう！

活動項目① 「だれでもなんでも福祉相談窓口」の設置

〔取組の評価〕

コロナ禍の影響により、社会福祉法人ネットワーク検討会の開催を見合わせており、「だれでもなんでも福祉相談窓口」の設置には至っていません。

一方、福祉相談窓口としての位置づけであるはちまるサポートの整備が進んでいること、また、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の窓口として各種相談窓口が位置付けられ、なんでも相談窓口の役割を果たしています。

社会福祉法人とのネットワークについては再考が必要と考えます。

活動項目② 地域の声が集まり、伝わるしくみづくり

〔取組の評価〕

日常生活課題の早期発見につなげるしくみづくりとして、令和5年度に「はちまるサポーター」の取組を開始し、はちまるサポート長房・川口・大和田の3か所のエリアで説明会を開催し22名が登録しました。

令和6年度には、前年度開催の3か所を除き10か所のはちまるサポートで説明会を順次開催し、充実を図っています。(146名登録)

基本方針2 学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう

【目標1】気軽に・誰もが集える身近な居場所をつくろう！

活動項目①-1 サロン活動、子ども食堂の拡充

〔取組の評価〕

定期的な「はちまるファーム（小比企）」の活動が定着しつつあり、令和5年度は参加延べ人数が86名となりました。市内2か所目（南陽台）においても活動を開始し、孤立孤独状態にある方々にとっての社会参加の第一歩となる交流の場として役割を果たしており、今後も継続的な活動としていきます。

また、令和4年度より地域子ども支援事業として子ども食堂の立上げ講座の開催や、子ども食堂間同士のネットワークを形成し、活動の後押しを行っています。

活動項目①-2 学習支援・世代交流の場づくり

〔取組の評価〕

はちまるサポート由井・由木のエリアで、勉強お助けサポーター養成講座を経て担い手となったサポーターが、それぞれのエリアで活動を継続しており、学習支援・世代交流の場となっています。

活動項目② 家族会等との連携による居場所づくり

〔取組の評価〕

ひきこもり家族会ぶなの会が行っている居場所活動「ぶなの樹」に継続的に参加することに加え、居場所づくりネットワークへの参加により家族会との情報共有を定期的に行うことで、活動のイベントや講演会の広報を支援するなど、家族会の活動支援を継続しています。

また、不登校支援団体等と情報交換会を行い、不登校児を抱える親の支援となるようネットワークづくりを行っています。

【目標2】地域で支えあいのしくみをつくろう・参加しよう！

活動項目① 住民主体の地域福祉活動の拡充

〔取組の評価〕

地域住民との連携および地域住民同士のつながりづくりなど、地域福祉の基盤づくり機能を担う「基幹型」はちまるサポートごとにあらためて地域アセスメントを実施しています。アセスメントを踏まえて、6圏域で住民とともに居場所づくりに取り組んでいきます。

活動項目② 災害に備えた支えあい、見守り活動の拡充

〔取組の評価〕

災害ボランティアリーダーの新規登録者向け養成講座と既存登録者向けフォローアップ講座を毎年実施し、令和6年8月現在、59名が登録しています。

浅川地域と恩方地域にて、災害ボランティアセンター立上げ運営訓練を地域住民と一緒にを行うとともに、市内各地にて住民向け防災・災害ボランティアに関する講座を実施し、災害に強い地域コミュニティづくりを進めています。

活動項目③ 「ういずサービス」の利用促進と協力会員の拡充

〔取組の評価〕

利用会員数に比べて協力会員数が少ない状況が続いていますが、定期的・継続的に協力会員登録説明会を実施しPRを図っています。

令和5年度より、協力会員活動継続5年の方に感謝を伝える集いを開始しており、協力会員の活動意欲を高めつつ、今後も住民相互の助け合いのしくみとして利用促進を進めていきます。

活動項目④ 成年後見制度の利用促進

〔取組の評価〕

令和3年度より法人後見受任を開始しており、累計4件を受任し、市民後見人候補者3名を法人後見支援員として活用しています。

成年後見制度の利用を促進するため、講演会や学習会を年13回開催したほか、介護支援専門員や相談支援事業所へ制度説明を行い、市民や市内の福祉関係者へ制度の周知を図りました。引き続き、必要な人が迅速に制度利用につながるよう支援していきます。

【目標3】共に学び、育ちあう場をつくろう！

活動項目① 福祉体験学習の充実

〔取組の評価〕

学校等からの要請を受け、車いす体験、高齢者疑似体験、点字体験、ブラインド体験、障がい当事者の講話を実施しました。コロナ禍以降、体験学習サポーターの活動は中止とし、車いす体験、高齢者疑似体験は道具の貸出のみ行っています。市内の学校数が非常に多い中、効率的で充実した内容のプログラム実施に向け、学校や関係者と調整を行っています。

活動項目② はちまるサポートでの学びの場の創出**〔取組の評価〕**

はちまるサポート大和田での災害まち歩きや、はちまるサポート由木・由木東でのひきこもりなど生きづらさを抱えた方を支援する勉強会の開催により、地域での学びの場を創出し地域のつながりづくりに対する意識醸成を図っています。成年後見制度の学習会を各はちまるサポートと協働で実施したり、ボランティアの発掘・育成を目的とした「地域の寄り添いボランティア講座」の参加者から、はちまるサポーター活動説明会の参加につなげるなど、はちまるサポートとの連携による学習の場づくりを進めており、今後も継続的な活動としていきます。

活動項目③ はちまるサポートでの趣味・特技をいかした活躍の場の創出**〔取組の評価〕**

コロナ禍において趣味・特技をいかした活動の場の創出が進んでいかない状況があったが、徐々に活動を開始しています。あわせて圏域ごとに、はちまるサポート主体で地域住民が集える居場所づくりを進めており、今後も継続的な活動としていきます。

(2) 社協発展・強化計画の評価**基本方針1 包括的な相談・支援体制の構築****【目標1】 はちまるサポートの拡充・運営****〔取組の評価〕**

令和4年度に元八王子と館に、令和5年度に加住にはちまるサポートがオープンし、現在市内13か所のはちまるサポートの運営を行っています。また、市の計画に沿って今後2か所の新設を予定しています。

市の計画策定を踏まえ、包括的な相談・支援体制の構築をめざすため、地域生活に対応していくための仕組みや多機関協働の体制構築を担う「基幹型」はちまるサポートの運営を令和6年度より開始しています。

基本方針2 社協と地域が一緒に問題解決できる体制づくり**【目標1】 事務局体制の強化****〔取組の評価〕**

市の計画に沿ってはちまるサポートの設置、「基幹型」はちまるサポートを中心に体制強化を図っていきます。事務局移転については、市との調整により検討中です。

【目標2】地域に貢献できる人材の育成

●人材育成方針・人材育成のしくみづくり

<1>研修体系

①「研修体系策定委員会」（仮称）の設置

〔取組の評価〕

研修体系策定委員会において、研修体系や職層ごとに必要な研修等について検討しています。また、東京都社会福祉協議会へ相談アドバイスを依頼し、研修体系および要綱を設置しました。

②「自己評価シート」の導入

〔取組の評価〕

職員の面談時に使用している「面談シート」の内容を精査し、各職員が自己評価できる仕組みづくりを構築しました。

③「内部集合研修」の充実

〔取組の評価〕

研修委員会を中心に研修の企画・実施を行っています。令和6年度は、第4次いきいきプラン八王子策定年度であるため、年度のはじめに市の計画内容について理解を深める研修を実施しました。また、計画策定に反映させるために実施する地域座談会に活かせるようファシリテーション研修を企画するなど、計画策定に活かせる内容の研修を実施しました。

④自己啓発への支援

〔取組の評価〕

要綱を職場内で周知し、積極的な利用を促進しているとともに、研修受講に伴う特別休暇の取得にも職場内での理解を促し、積極的な利用に向けた環境整備も進んでいます。

< 2 > 人事管理

①自己評価シートを活用した職員の配置管理

〔取組の評価〕

担当ごとの業務内容に関する研修のほか、SDGsに関する研修や職員全体でオンライン活用によるハラスメント研修などに取り組むなど、職員の成長を促せるような研修を充実させています。

【目標 3】 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動

< 1 > 「だれでもなんでも福祉相談窓口」の開設（再掲）

【目標 4】 健全な財務運営

〔取組の評価〕

自主財源確保拡充委員会が中心となり、企業と地域福祉がつながるための取組として、企業向けの会員制度「地域福祉応援企業」を新たに創設し、会員の募集を行いました。また、新たな事業に自主財源を活用することを目的として、職員自らが事業提案するプレゼンテーションを行い事業化しました。

チャリティ自販機については設置に向けたPRに努め、設置実績増につながりました。

第3次計画の振り返りと本計画への引き継ぎ

コロナ禍や委託事業の終了など、計画の推進に影響を及ぼす面があったものの、居場所づくりや災害に強いコミュニティづくり、成年後見制度の利用促進、はちまるサポートでの活動の場の創出など、活動の展開がみられた点は評価し、今後も継続的な活動としていきます。

地域ネットワークの構築については、今後の課題としてとらえ、本計画での活動項目に活かしていきます。また、人材育成や財務運営等については、引き続き検討を進め、包括的な相談・支援体制の構築、財源確保や広報力強化について本計画で取り組んでいきます。

4 統計資料からみる地域の現状

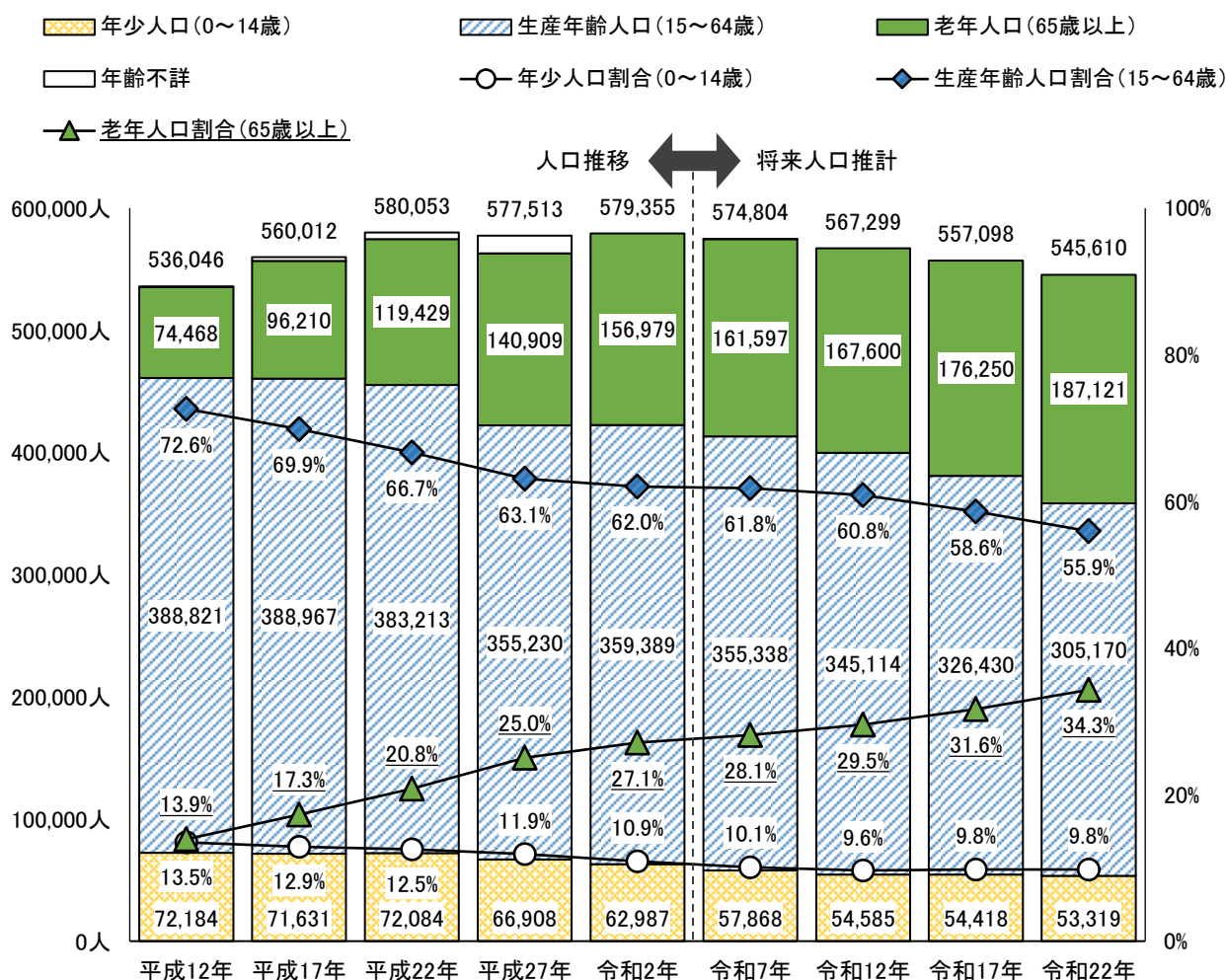
(1) 人口と世帯の状況

1) 人口の推移

本市の将来人口推計をみると、総人口はゆるやかに減少していく見込みです。

年齢3区分では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は年々増加傾向にあります。また、65歳以上の老年人口割合は令和17年に30%を超え、令和22年には市民の3人に1人以上が高齢者となることが見込まれ、確実に少子高齢化が進んでいることがわかります。

■人口推移及び将来人口推計



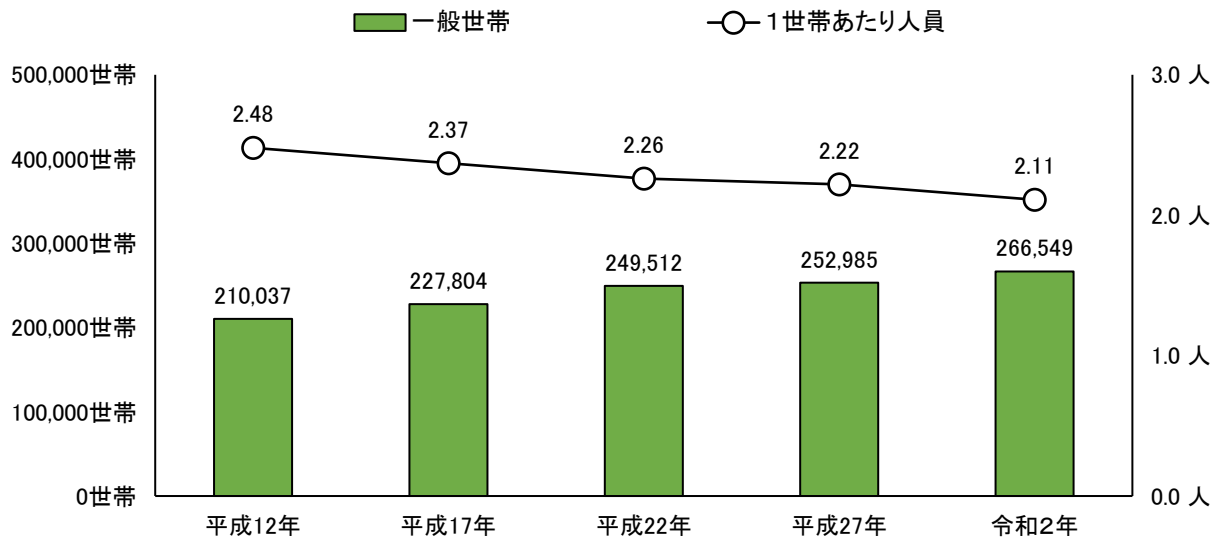
出典：第4期八王子市地域福祉計画（八王子市人口ビジョンをもとに作成・各年10月1日現在）

2) 一般世帯の状況

本市の一般世帯数（すべての世帯数から、施設入所等の世帯を除いた数）は年々増加し、令和2年には約26万6千世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は年々減少し、令和2年には2.11人となっています。

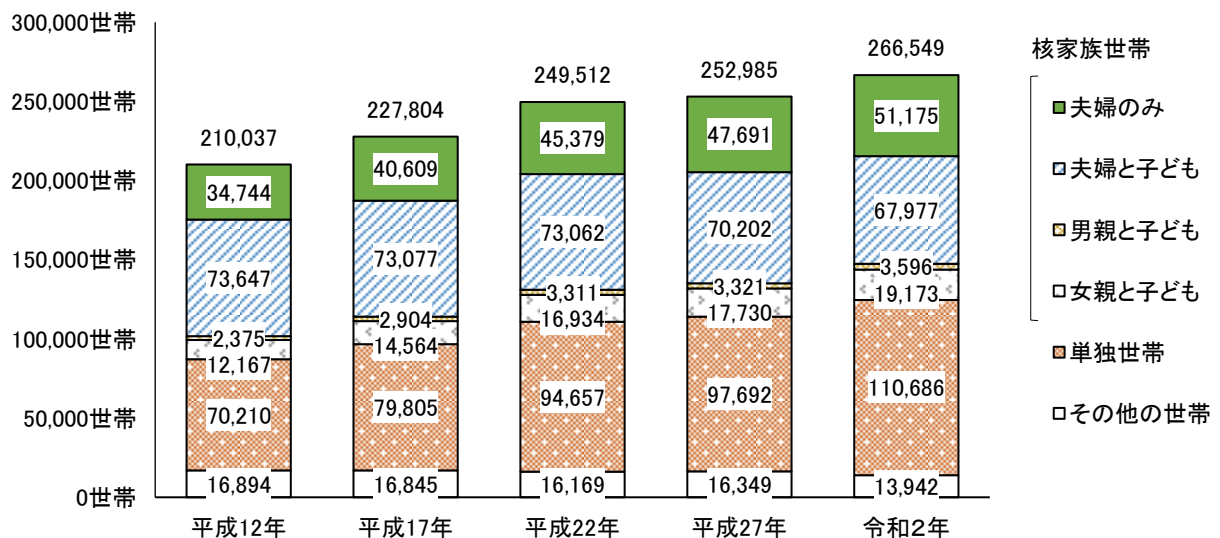
家族類型でみると、単独世帯が令和2年には約11万世帯で、核家族世帯とともに年々増加しており、世帯の単独化、核家族化が進んでいることがわかります。

■一般世帯及び1世帯あたり人員の推移



出典：国勢調査

■家族類型別世帯数の推移



出典：国勢調査

5 市のアンケート調査からみる地域の現状

(1) 隣近所とのつきあいかた ～住民同士のつながりが希薄化している～

日頃の隣近所とのつきあいかたは、「会えばあいさつをかわす」が48.8%で最も多く、以下「たまに立ち話をする」が25.9%、「つきあいはほとんどない」が13.1%などとなっています。

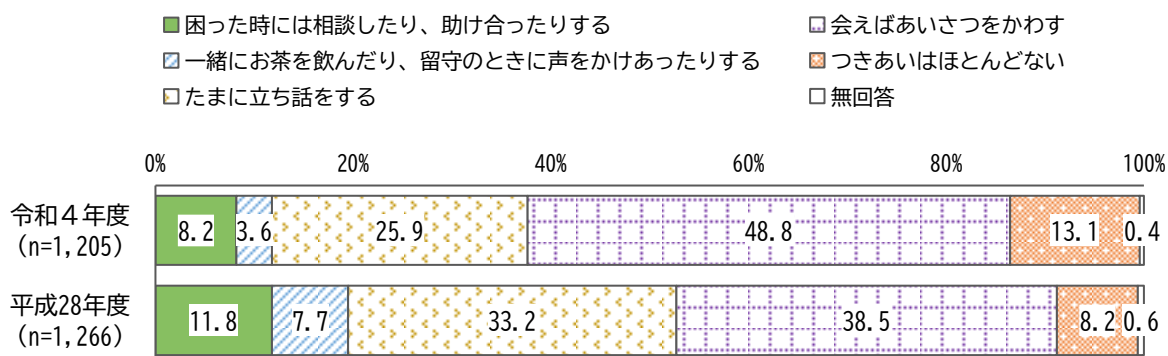
前回の調査と比較すると、「会えばあいさつをかわす」と「つきあいはほとんどない」が増加し、他の項目は減少しています。

今後の隣近所とのつきあいかたは、「会えばあいさつをかわしたい」が37.1%で最も多く、以下「困った時には相談したり、助け合ったりしたい」が23.9%、「たまには立ち話をしたい」が21.7%などとなっています。

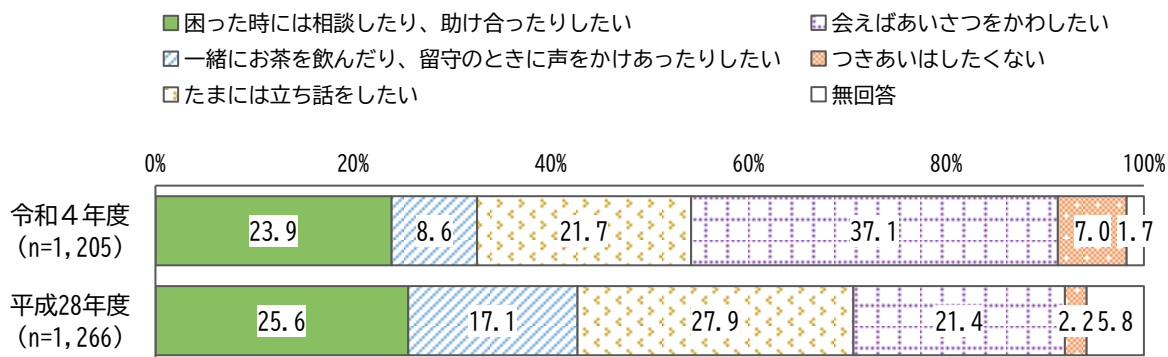
前回の調査と比較すると、「会えばあいさつをかわしたい」と「つきあいはしたくない」が増加し、他の項目は減少しています。

このことから、立ち話以上の深いつきあいをしない人や望まない人が多くなっており、住民同士のつながりが希薄化していることがうかがえます。

■日頃の隣近所とのつきあいかた（〇は1つ）



■今後の隣近所とのつきあいかた（〇は1つ）



出典：八王子市新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査（令和5年3月）
 ※かっこ内の表記（n=***）は、各質問の回答者の総数です（以下同じ）

(2) 地域活動への参加 ～参加する機会を確保するための方策の検討～

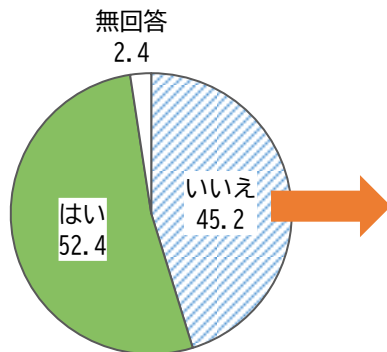
地域活動への参加について、「はい」(参加したことがある)が52.4%、「いいえ」(参加したことがない)が45.2%となっています。参加していない理由は、「機会がないから」が32.5%で最も多く、以下「自分の生活で精一杯だから」が25.1%、「時間がないから」が22.2%などとなっています。

地域活動に参加したいと思う条件や内容については、「自由な時間に参加できる」が33.6%で最も多く、以下「身近な場所で活動できる」が31.7%、「精神的な負担が少ない」が28.6%などとなっています。

このことから、市民が地域活動に参加する機会を確保するためには、時間がないなかでも参加できる身近な活動や参加者の負担が少ない活動など、様々な方策の検討が求められます。

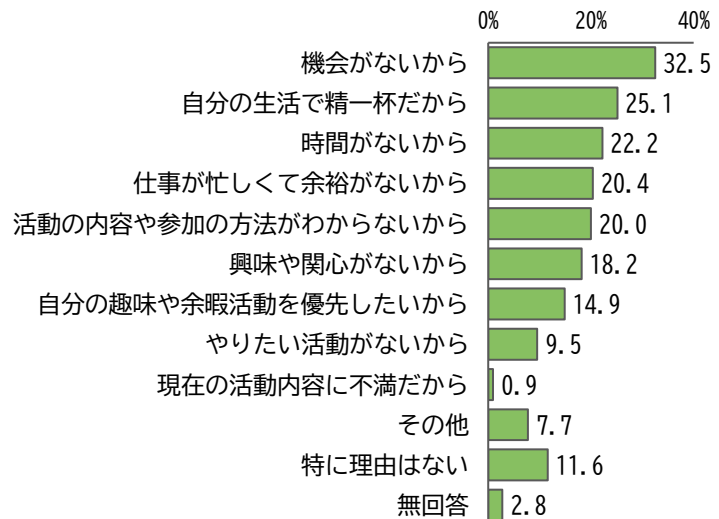
■地域活動への参加の有無 (○は1つ)

令和4年度(n=1,205)



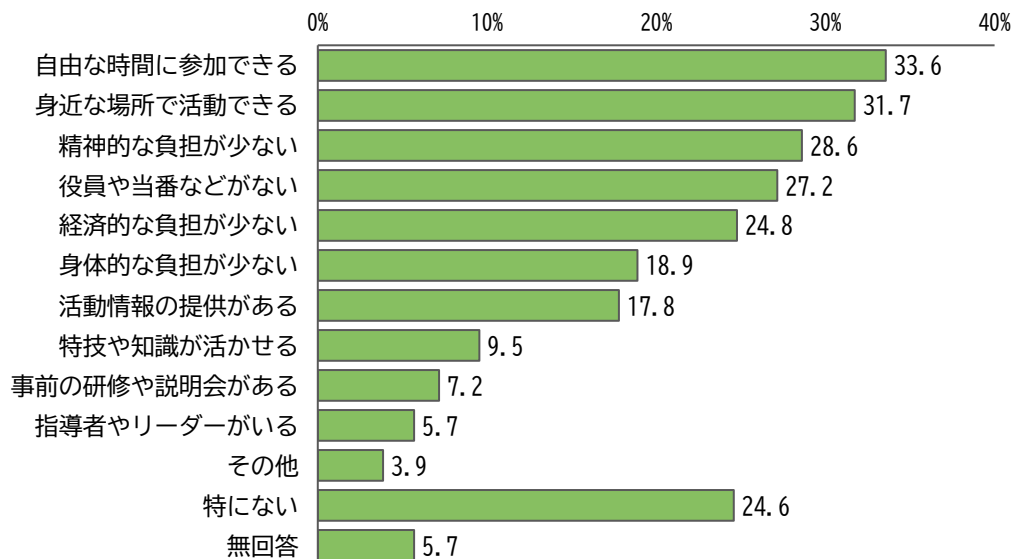
■地域での活動に参加していない理由 (あてはまるものすべてに○)

令和4年度(n=545)



■どのような条件や内容であれば地域活動に参加したいか (あてはまるものすべてに○)

令和4年度(n=1,205)



出典：八王子市新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査（令和5年3月）

(3) 地域での協力 ～協力関係の強化と安全・安心の地域づくり～

地域における住民相互の協力関係は、「まあ必要だと思う」が55.9%で最も多く、次いで「かなり必要だと思う」が15.8%となっており、71.7%が住民相互の協力が必要であると回答しています。

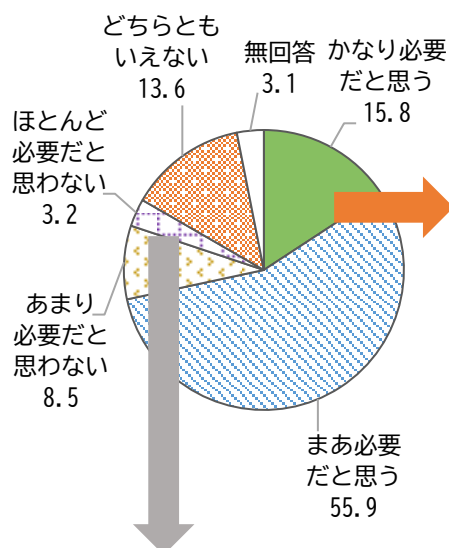
地域で協力して取り組む必要があることは、「高齢になっても安心して暮らせる環境づくり」が49.1%で最も多く、以下「地域の防犯体制づくり」が32.3%、「地域の防災体制づくり」が28.0%などとなっています。

一方、全体の11.7%となりますが、住民相互の協力関係が必要ない理由として、「個々の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題であるから」が45.0%で最も多く、次いで「住民相互の協力関係にあまり期待していないから」が44.3%となっています。

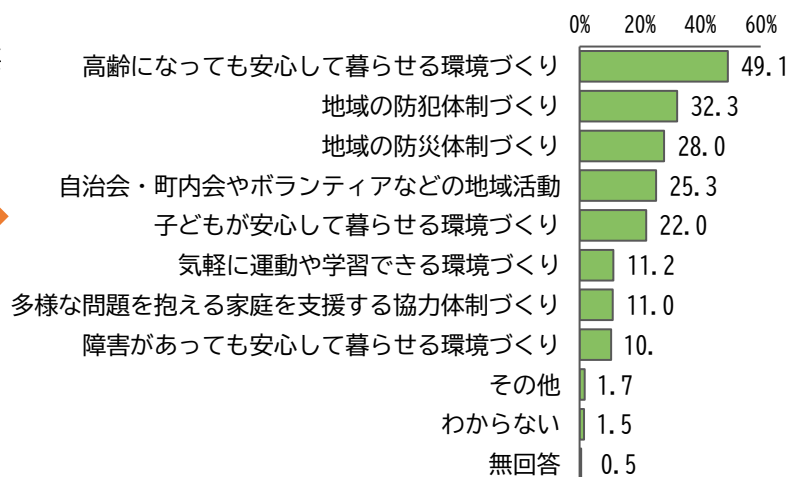
このことから、地域のことを自分ごととして考え、住民相互の協力関係のもと、安全に安心して暮らせる環境づくりを推進していくことが求められます。

■住民相互の協力関係の必要性（○は1つ） ■地域で協力して取り組む必要があること（あてはまるものすべてに○）

令和4年度(n=1,205)

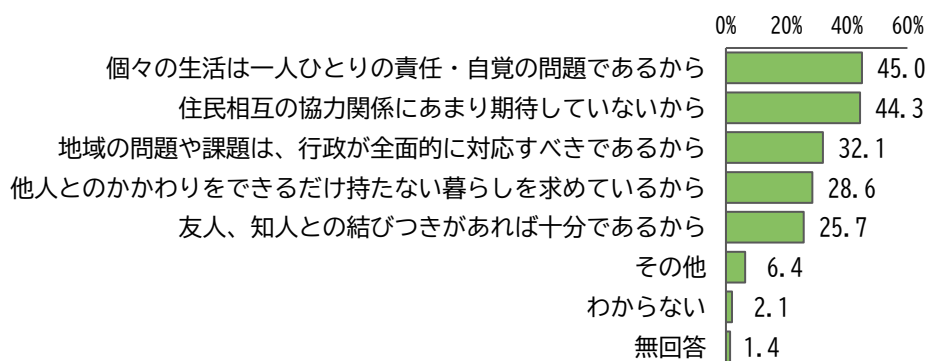


令和4年度(n=864)



■住民相互の協力関係が必要ない理由（あてはまるものすべてに○）

令和4年度(n=140)



出典：八王子市新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査（令和5年3月）

(4) 誰もが安心して暮らしていくために ～見守りや助け合いが最も重要～

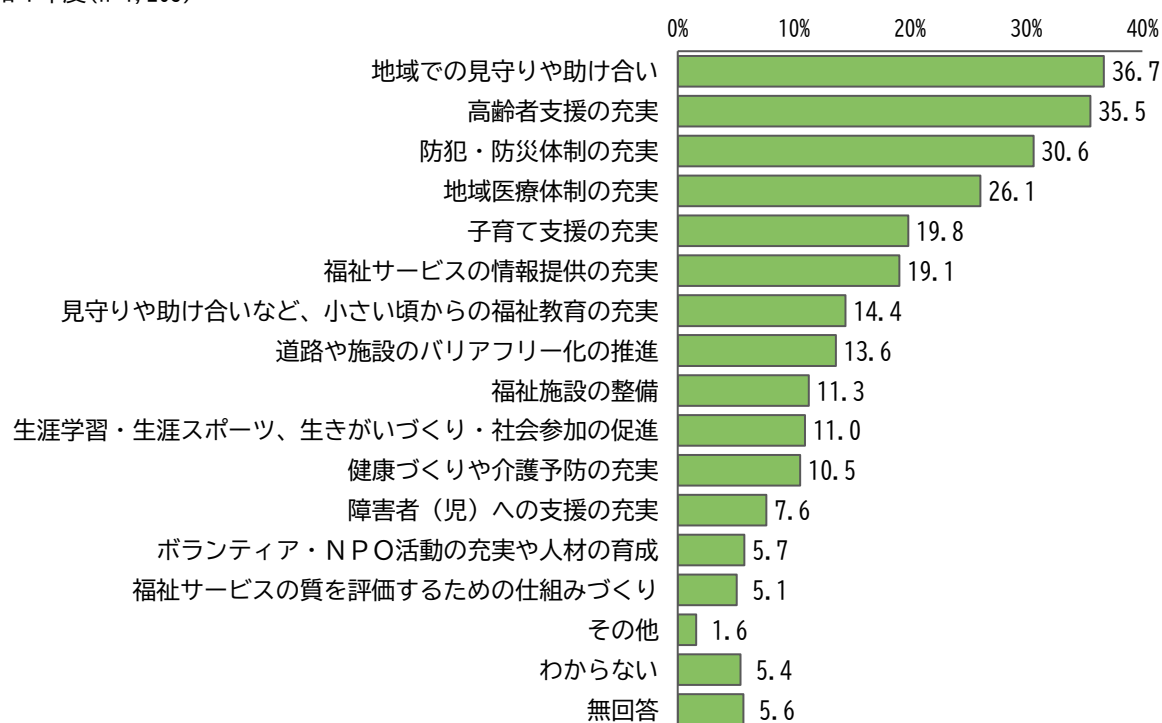
誰もが安心して暮らしていくために必要なことは、「地域での見守りや助け合い」が36.7%で最も多く、以下「高齢者支援の充実」が35.5%、「防犯・防災体制の充実」が30.6%などとなっています。

年代別でみると、第1位の項目は、30歳未満と30歳代では「子育て支援の充実」、40歳代では「防犯・防災体制の充実」、50歳代と60歳以上では「高齢者支援の充実」となっており、年齢によって優先順位が異なることがうかがえます。

このことから、各年代のニーズをとらえた施策を展開するとともに、共通の施策として地域での見守りや助け合いを推進していくことが求められます。

■誰もが安心して暮らしていくために必要なこと（あてはまるものすべてに○）

令和4年度(n=1,205)



	第1位	第2位
30歳未満	子育て支援の充実	防犯・防災体制の充実
30歳代	子育て支援の充実	地域での見守りや助け合い
40歳代	防犯・防災体制の充実	地域での見守りや助け合い
50歳代	高齢者支援の充実	防犯・防災体制の充実／地域医療体制の充実
60歳以上	高齢者支援の充実	地域での見守りや助け合い

出典：八王子市新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査（令和5年3月）

6 地域福祉活動計画策定にあたっての取組

(1) 地域福祉セミナーの開催

本計画の策定にあたって、第4期八王子市地域福祉計画や地域の活動実践を知り、誰もが地域の力になれるしくみづくりについて考える機会となるようセミナーを開催しました。また、参加者へのアンケート調査により計画づくりに対する意見等を聴取しました。

1) 開催概要

開催日時	令和6年7月20日（土）14：00～16：00
会場	東京たま未来メッセ
タイトル	誰もが地域の力になれるしくみづくりを考えよう！ ～第4次いきいきプラン八王子の策定に向けて～
内容	1. 第4次いきいきプラン八王子の目的・方向性 2. 第4期八王子市地域福祉計画について 3. 地域活動実践報告 ①「まちの図書室 まちの保健室 おさんぽ」 ②「絹ヶ丘一丁目 ふれあいネットワーク」

2) 参加状況

参加申し込み	86名（会場：46名 オンライン：40名）
実参加人数	78名（会場：46名 オンライン：32名）

■まちの図書室 まちの保健室 おさんぽ



■絹ヶ丘一丁目 ふれあいネットワーク



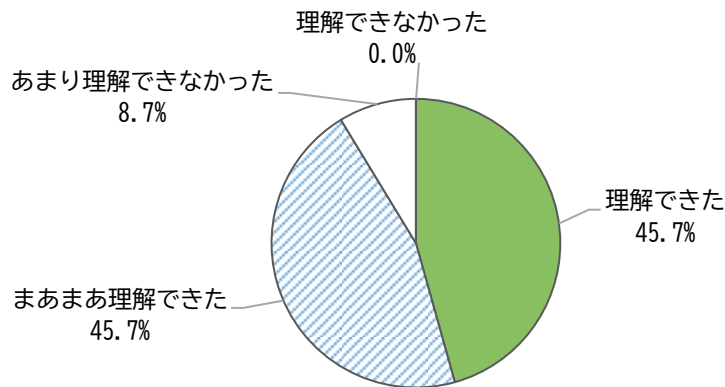
3) 参加者アンケート

第4次いきいきプラン八王子の目的・方向性について、「理解できた」と「まあまあ理解できた」との回答を合わせると91.4%を占めています。一方、「あまり理解できなかった」との回答もわずかながらありました。そのため、誰一人取り残さないソーシャルインクルージョンの視点を踏まえ、プランの目的・方向性についてわかりやすく伝え、市民の理解を深めるとともに、活動への参加促進を図ることが求められます。

地域福祉を進めるために効果的だと思う活動は、「生活支援の助け合い活動」が55.8%で最も多く、次いで「居場所活動」が53.5%となっています。一方、参加したい活動は、「居場所活動」が46.5%で最も多く、次いで「祭り等の各種イベント」が44.2%、「地域課題を知る学習の機会」が41.9%となっています。比較的参加しやすい活動への参加意向や、参加にあたって地域課題を学びたいという意向がうかがえることから、誰もが参加しやすい活動や地域のことを学ぶ場など、地域のつながりを築き、広げていくための取組が求められます。

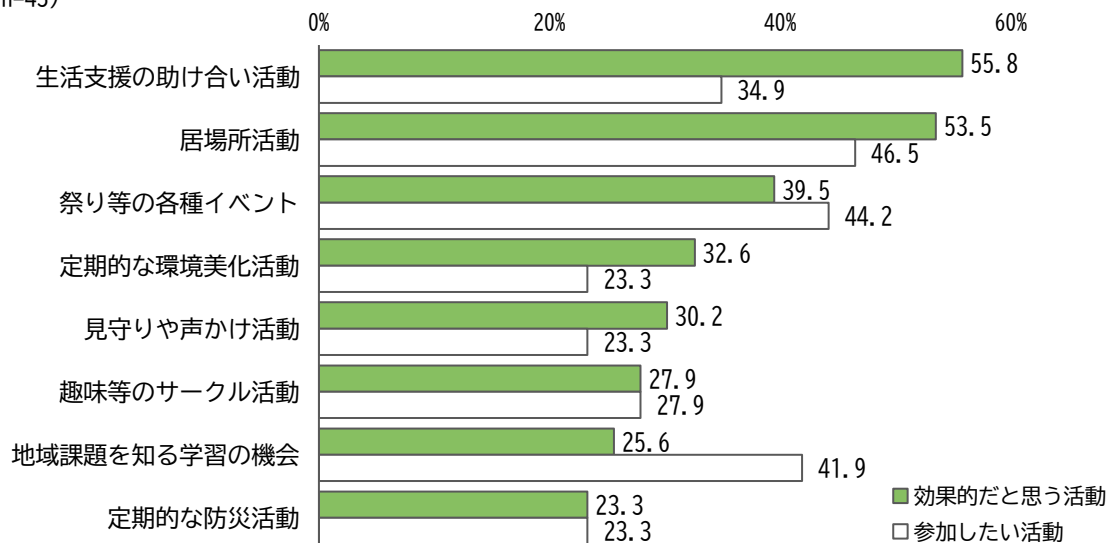
■第4次いきいきプラン八王子の目的・方向性について

(n=46)



■地域の「つながる」を醸成し、地域福祉を進めるために効果的だと思う活動／参加したい活動

(n=43)



出典：地域福祉セミナー参加者アンケート（社会福祉協議会）

(2) 市内6圏域における地域座談会の開催

本計画の策定にあたって、地域の「気になること」や地域の「つながり」が希薄化することによる課題について、市内6圏域ごとに話し合う地域座談会を開催しました。

つながりが希薄になった地域を活性化するためにできることについて、グループごとに意見を出し合いました。また、社協の活動原則である住民主体の考え方を重要な視点と捉え、地域の声を社協職員が直接聞き、その声を計画づくりに反映させることに力を入れて取り組みました。

1) 開催概要

開催日	令和6年10月2日（水）～令和6年10月9日（水）
周知方法	・チラシ配布（6,000部） ・メール ・本会ホームページ、SNS（Facebook・Instagram） ・八王子市 SNS（LINE・Facebook・Instagram・X：旧 Twitter）
周知先	町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、八王子市社会福祉協議会理事・評議員、市内施設団体、近隣大学、地域活動団体、職能団体、地域福祉セミナー参加者 など

2) 参加状況

地 域	開催日時	会 場	参加者
北部地域	10月2日（水）14:00～16:30	まち・なかギャラリーホール	6名
中央地域	10月2日（水）14:00～16:30	クリエイトホール 第2学習室	19名
東部地域	10月2日（水）13:30～16:00	由木中央市民センター 会議室	20名
東南部地域	10月3日（木）14:00～16:30	北野市民センター 展示室	7名
西南部地域	10月4日（金）14:00～16:30	イーアス高尾 コミュニティーホールB	22名
西部地域	10月9日（水）14:00～16:30	元八王子市民センター 会議室	11名
合計			85名

3) 住民が考える地域の「つながり」

①「つながり」が希薄化することによる課題

分類	地域座談会で挙げられたキーワード
地域のつながりが ない	挨拶がなくなった、会話や交流がなくなった、生活上の不安を相談する人がいない、(近所に) 知らない人が増えた、話しかけにくい、不審者扱いされる、協力しにくい、地域の行事や活動への参加率低下、地域活動の担い手がない、孤独・孤立、閉じこもり
居場所・交流機会が ない	世代ごとの居場所がない、子ども同士の関わりがない、子ども会がなくなった、行事が少ない、高齢者の社会参加の場がない、歩いて行ける場所の拡充
町会・自治会の衰退	町会・自治会に加入するメリットがない、退会者の増加・加入率の低下、担い手がない
防犯・防災	情報不足、子どもの見守り、災害時の不安、災害時の助けあい
行政	施策への不満、相談先がわからない、制度のはざま、個人情報の壁、空き家問題、公共交通
その他	少子高齢化、過疎化、認知症高齢者の増加、独居者、ゴミ問題、コロナ禍の影響、ワークライフバランス、貧困、家族機能の低下、ヤングケアラー、不登校、郷土愛が少ない

②希薄になった地域を活性化するためにできること

分類	地域座談会で挙げられたキーワード
地域のつながり	○ 個人ができそうなこと 家族間のコミュニケーション、近所の声掛け、地域活動への参加、地域への関心を高める など
	○ 地域でできること 集まりやすい居場所の拡充、イベントや祭りの開催、学びの場を提供、地域の「協力隊」を結成、適度な距離感で見守る、町会活動のPRや意見収集、SNSの活用、はちまるサポートへつなげる、祭りを町会単位でなく地域全体を巻き込んで、地域を盛り上げていく など
居場所の創出	○ 個人ができそうなこと 近所へのあいさつ、相談しやすい関係性づくり、一緒に活動へ参加し合う など
	○ 地域でできること 空き家を活用する、今ある場所や公園の有効活用、子どもが学び遊べる場所、大人の遊び場、年代を問わず交流ができる場所、地域内の移動手段を増やす(バリアフリー化)、注目されやすい地域情報の発信 など
あいさつ	○ 個人ができそうなこと 姿勢：笑顔、親近感を出す、返事がなくてもめげずに根気よく、積極的に 環境：道を花できれいに飾り話題性を増やす 場所・タイミング：子どもの登園時間、庭先や広場で
	○ 地域でできること 犯罪防止や信頼関係構築をめざす、行政や町会単位で「あいさつ運動」やパトロールを行う、学校やスーパー、商店街などの協力も必要、あいさつを通して何か気づいたら相談機関へつなぐ

4) 各地域の開催状況

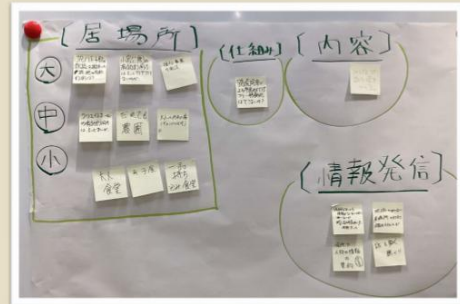
北部地域

日時：2024年10月2日(水) 14:00～16:30
会場：まち・なかギャラリーホール
参加者：6名



● 話し合ったキーワード ●

「居場所」



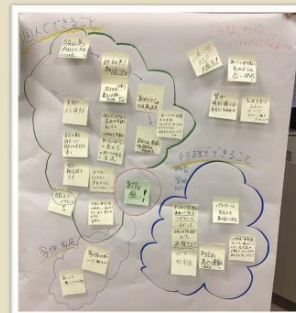
中央地域

日時：2024年10月2日(水) 14:00～16:30
会場：クリエイトホール 第2学習室
参加者：19名



● 話し合ったキーワード ●

「コミュニケーション」



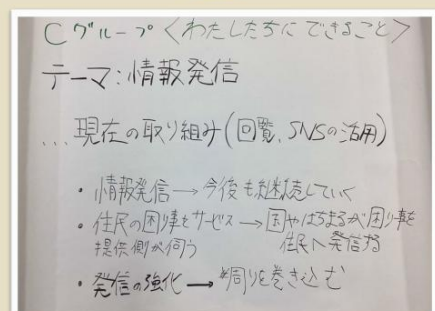
東部地域

日時：2024年10月2日(水) 13:30～16:00
会場：由木中央市民センター 会議室
参加者：20名



● 話し合ったキーワード ●

「交流の場」「情報発信」
「活動の持続」

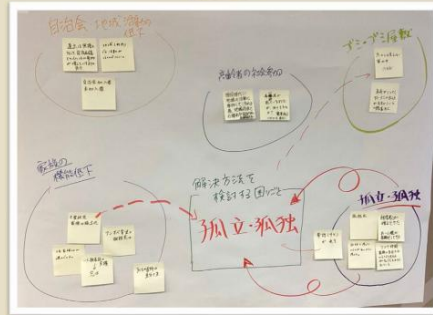


東南部地域

日 時：2024年10月3日(木) 14:00～16:30
会 場：北野市民センター 展示室
参加者：7名



● 話し合ったキーワード ●
「孤独・孤立」

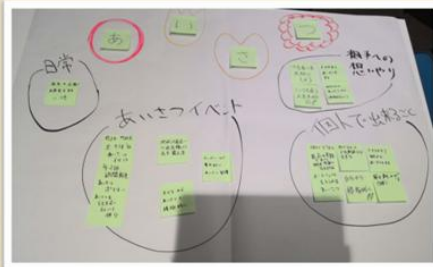


西南部地域

日 時：2024年10月4日(金) 14:00～16:30
会 場：イース高尾コミュニティホールB
参加者：22名



● 話し合ったキーワード ●
「挨拶」「町会・自治会」

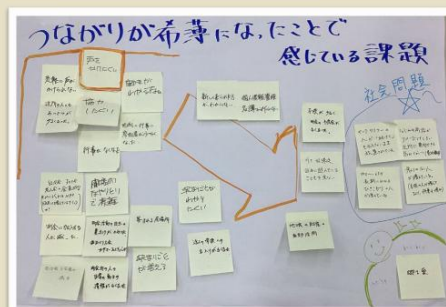


西部地域

日 時：2024年10月9日(水) 14:00～16:30
会 場：元八王子市民センター 会議室
参加者：11名



● 話し合ったキーワード ●
「あいさつ」



第3章 計画の基本的な考え方

-
- 1 第4期八王子市地域福祉計画との整合
 - 2 計画の基本理念
 - 3 計画の重点取組
 - 4 計画の展開
-

1 第4期八王子市地域福祉計画との整合

(1) 基本的な考え方の共有

第4期八王子市地域福祉計画では、これまでの地域福祉推進の方向性を引き継ぎつつ、地域共生社会の実現や今後増加が見込まれる複雑化・複合化する地域生活課題に対応できる地域の「つながり」づくりなど、より一層地域福祉の充実を図る必要があることから、新たに「つながる」という視点を加え、基本目標を「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き生きと暮らすことができるまちづくり」とし、めざす姿を「“市民力・地域力” 地域におけるつながりあい」としています。

また、これからの地域福祉には「つながる」ことが必要であり、「つながる」ことにより様々な地域生活課題の解消が期待できることから、地域を知ることを通じて、様々な「つながり」を新たに生み出していく、より強化していく、再びつなぎ直していくことに着目し、「つながる」を計画の中心となるキーワードとしています。

本計画では、市の考え方を共有するとともに、計画の基本方針として、地域福祉活動計画では「地域のつながりを深めていこう」と「地域のみんなで支えあおう」の2つを設定し、社協発展・強化計画では「人材確保・育成」と「事業開発」、「財務」「広報」の4つを設定します。

基本目標

だれもが、地域の中で、共に支えあい、
安心して、元気で生き生きと暮らすことができるまちづくり

めざす姿

“市民力・地域力” 地域におけるつながりあい

キーワード



多様な“つながる”で充実する「地域福祉」

つながる地域でつなげる未来

(2) 福祉圏域の設定

福祉圏域とは、地域福祉活動を推進するために必要な取組やしくみづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の単位です。また、行政が適切な福祉サービスを提供するための地域の単位でもあります。

八王子市では、日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい中学校区を福祉圏域の最小単位と設定し、この区域を基本として地域主体の地域福祉活動を推進するとともに、地域の実情を踏まえたきめ細かい福祉サービスの提供に取り組むこととしています。

本計画では、八王子市が設定した福祉圏域を念頭に、町会・自治会・管理組合などのより小さな区域（＝小地域）の活動を活性化させて連携の輪を広げ、福祉圏域における地域福祉活動のネットワーク化をめざします。

■ 6つの地域と中学校区



広大な市域を持つ本市は、にぎわいのある中心市街地、計画的に開発されたニュータウン、豊かな自然に恵まれた山地や丘陵地など、地域ごとに様々な特性を有しています。

それぞれの地域の個性を磨き、活かすことが本市全体の魅力の向上につながることから、八王子未来デザイン2040では市域を6つの地域（中央地域、北部地域、西部地域、西南部地域、東南部地域、東部地域）に区分し、地域の特性や実情に合わせたまちづくりを推進しています。

八王子市では、これらの6つの地域で行われている中学校区を基礎単位とした地域づくりの取組とも密接に連携し、地域ごとの特性や本市の強みである「市民力」「地域力」を活かしながら、地域福祉を推進しています。

2 計画の基本理念

地域福祉は、住民が抱える悩みや困難を、生活の場である地域を基盤に公私協働のもと解決を図り、各々が地域で安心して暮らし、自立生活を営めることを目的とする活動です。

現在、全国で進められている地域共生社会の実現は、これまで取り組んできた地域福祉活動をさらに推し進めるものでありますが、これまで以上に多様な主体が関わりあい、つながりあいながら活動を展開していく必要があります。

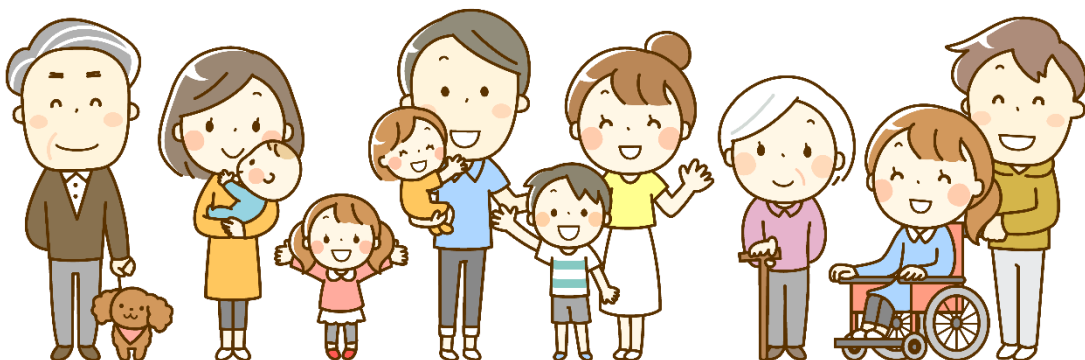
本計画では、社協の活動原則である住民主体の考え方、社会潮流やこれまでの取組の継続性を踏まえ、これまでの基本理念である「あなたもわたしも主役 ～ つながりあい 支えあうまち はちおうじ ～」を継承します。

地域社会の主役である住民をはじめ、事業者、各種団体・機関等がつながりあい支えあひながら、豊かに暮らすことができる地域社会をめざします。

基本理念

あなたもわたしも主役

～ つながりあい 支えあうまち はちおうじ ～

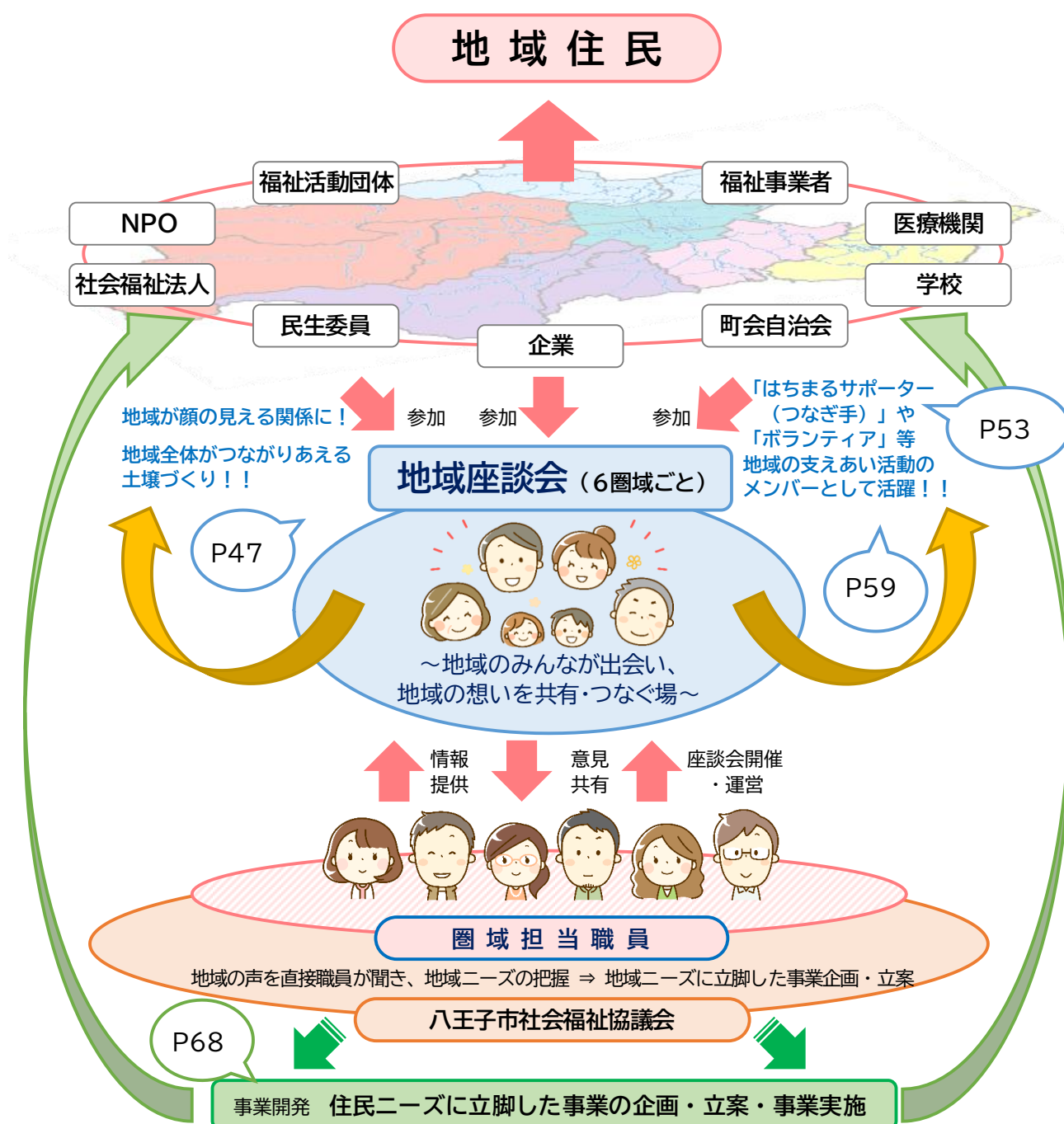


3 計画の重点取組

～地域座談会の開催と圏域担当職員の役割強化～

無縁社会と言われて10年が過ぎてもなお、様々な支援を必要とする人々の孤独・孤立の問題が深刻化しています。令和5年5月に孤独・孤立対策推進法が成立、令和6年4月に施行されるなど、私たちの生活する地域には様々な課題が山積しています。

本計画の実行期間6年間で、社協は孤独・孤立の問題に地域と向き合って対応してまいります。地域の現状を知り、地域に住む市民の想いを共有し、人と地域のつながりや支えあいのしくみづくりにつなげていくために、『地域座談会』の開催を重点取組に位置づけます。

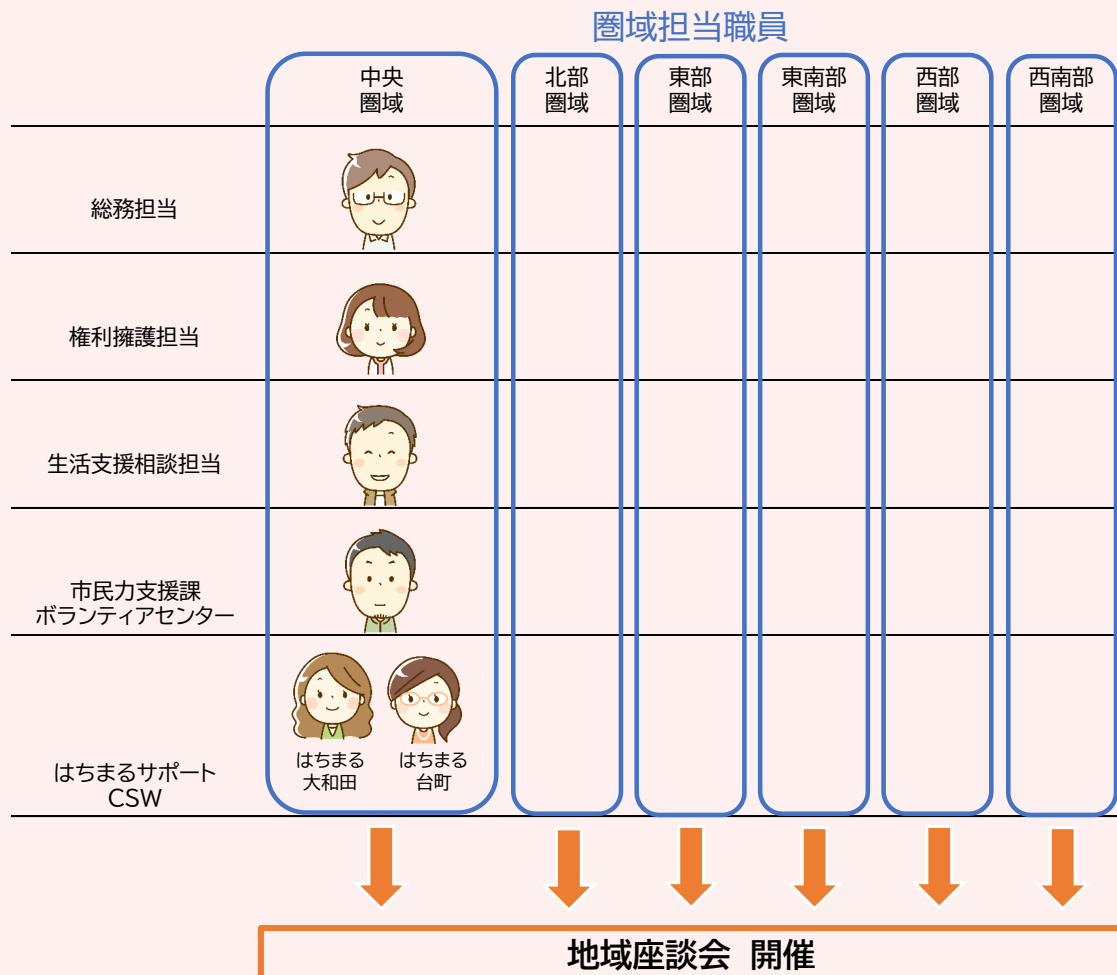


『地域座談会』の開催を全職員で力をいれて取り組めるよう、職員体制について圏域担当職員の役割強化をあわせて重点取組に位置づけます。

★圏域担当職員★

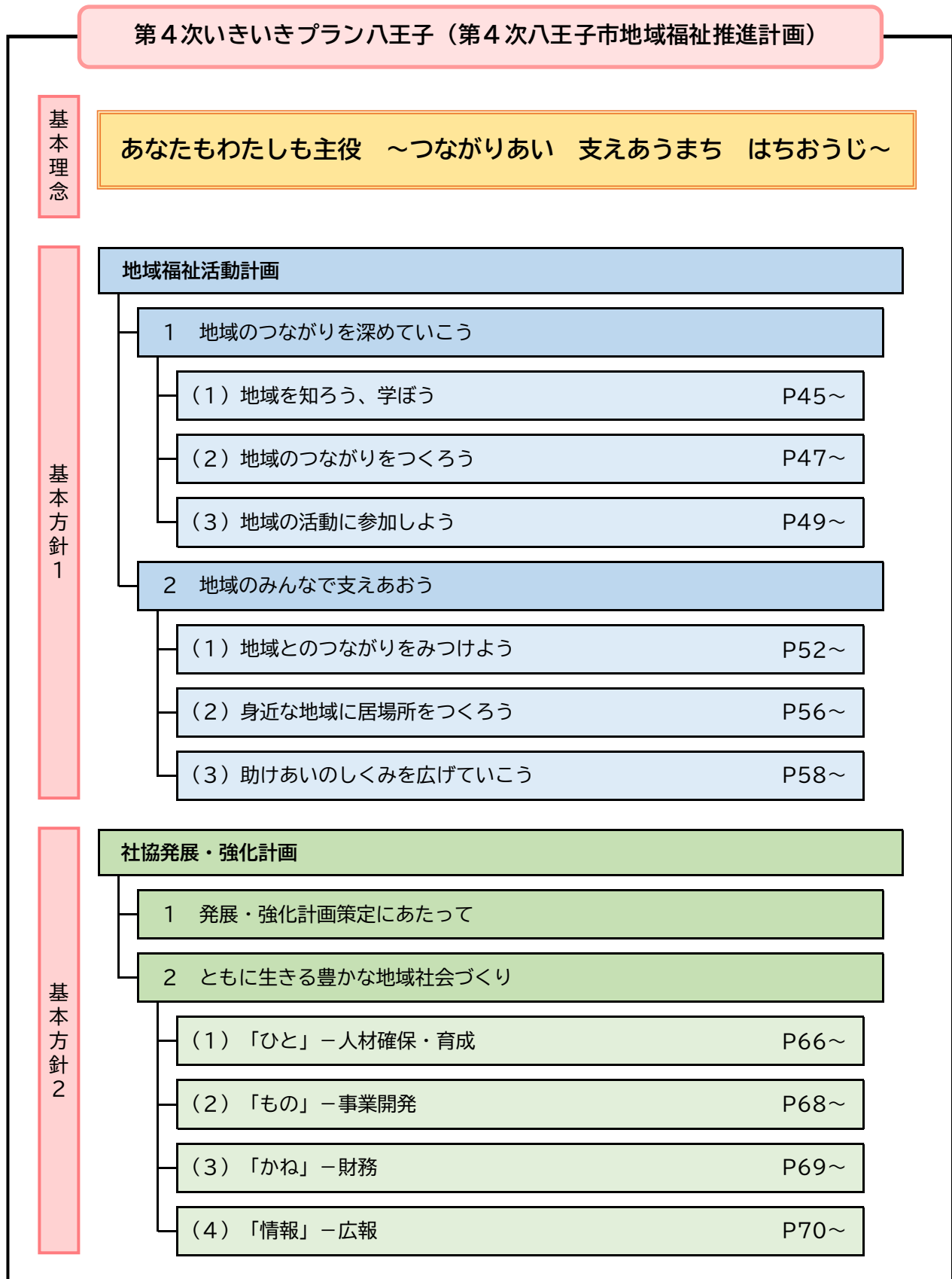
部署ごとではなく担当横断的に職員が圏域を受け持つことで、多様な視点で地域とつながることができます。また受け持ちの担当圏域を決めることで、地域とのつながりを深めることができ、地域ニーズの把握や顔の見える関係づくりを進めやすくなるだけでなく、断続的な地域課題に同じ認識で向き合うことができます。

圏域担当職員とはちまるサポートCSWのイメージ図



4 計画の展開

■計画の体系図



第4章 地域福祉活動計画

-
- 1 地域のつながりを深めていこう！
 - 2 地域のみんなで支えあおう！
-

1 地域のつながりを深めていこう！

～地域のつながりづくりに向けた社協のはたらきかけ～

地域福祉セミナーや地域座談会を通して、「地域のつながりがない」「交流の機会がない」「気軽に集える居場所が少ない」など、地域の現状や課題が見えてきました。

地域に大切な「つながり」～そのつながりの土壌づくりをすすめるため、社協では、身近な地域の課題に対して、まずは地域住民が関心を寄せ、そして第一歩を踏み出せるよう、はたらきかけていきます。



〔現状と課題〕

市のアンケート調査によると、「隣近所とのつきあいかた」(P24)では、立ち話以上の深いつきあいをしない人や望まない人が多くなっており、住民同士のつながりが希薄になっていることがうかがえます。一方、「地域での協力」(P26)では住民相互の協力関係については7割強が必要であると回答しています。協力関係が必要との想いはあっても、日々の暮らしでつながったり、協力したりの行動に至っていない状況がうかがえます。

また、行動としての「地域活動への参加」(P25)で、約半数が参加経験がない、となっており、その理由に“機会がない”“生活で精一杯”“時間がない”が上位を占めています。

地域座談会においても、つながりが希薄になったことで、ふだんの近所づきあいも減少し、人と人との距離が広がり、それが日常生活の不安や地域での活動上の困難、生きづらさなどにつながっている声が挙げられています。

アンケート結果等を踏まえ、暮らしの安全・安心には、地域でのつながり、相互協力の醸成、忙しい毎日でも知る・学ぶ機会を増すための取組が課題となっています。

(1) 地域を知ろう、学ぼう ～つながりづくりのはじめの一步～

市のアンケート調査では「今後の隣近所とのつきあいかた」(P24)で、困った時には相談したり、助け合ったりしたい、との回答が2.5割となっています。この割合が高くなることが、地域のつながりの豊かさを表す指標と捉え、つながりのはじめの一步として、地域生活上の困りごとや課題について多くの住民が互いに関心を寄せる、知り、学ぶ機会をつくっていきます。

令和4年度 第2回 地域共生のまちづくり推進フォーラム

いっしょに
考えて
みませんか？

わたしたちが いま できること
8050? ひきこもり?

“ひきこもりや不登校は誰にでも起こりうることです。”
みんなが住みやすい八王子をつくるために…地域の未来のためにどんなことができるか
まずは“知ること”からはじめてみませんか？

2023年 2/25(土) 14:00～16:00

〔取組の方向性〕

- 身近な地域課題を具体的に知ること、地域に関心を持ち、地域とつながることが大切であるという気づきにつながることを目指します。
- ひきこもりや8050問題などの社会全体の課題の他、地域ニーズを踏まえたテーマで、誰もが関心をもって自分事として捉え、住民がともに学び会える場（講演会・学習会）をつくっていきます。
- 講演会や学習会等の開催では、多くの方が参加できるよう、オンラインの活用を積極的に進めます。

〔具体的な取組〕

取組		取組内容
1	地域共生のまちづくり推進セミナー	誰もが地域に関心を持ち、身近な地域課題に気づけるよう、わかりやすいテーマで「地域共生のまちづくり」を学べるセミナーを開催します。（年1回） 【開催テーマ（参考）】 ・令和4年度：ひきこもり ・令和5年度：居場所づくり ・令和6年度：ヤングケアラー ◆年参加人数目標値：250人
2	地域福祉活動実践セミナー	住民が取り組んでいる様々な地域福祉活動を広く周知し、住民活動の拡充・活性化を図ると共に、CSW※の実践報告等、社協の実践、事業を周知します。（年1回） ◆年参加人数目標値：100人
3	地域の寄り添いボランティア講座	ボランティア活動を始める第一歩となるよう、生きづらさを抱える方々に寄り添うことや地域活動の紹介などを内容とした、地域の寄り添いボランティア講座を開催します。（年1回）
4	各種勉強会・セミナー	成年後見制度を社会全体で支えあう仕組みの一つとして、住民に関心をもっていただき、制度を正しく理解できるよう講演会や学習会を開催します。（年13回） ◆年参加人数目標値：350人 地域ニーズに応じた勉強会やセミナーの開催（年6回） ・防災・災害ボランティアに関する講座等 ・ういずサービス協力会員説明会 ・孤独・孤立対策に関する研修会 ◆年参加人数目標値：200人

※CSW（コミュニティソーシャルワーカー）：複雑かつ多様化する個別的な相談に対して、寄り添いながら適切な支援を行う地域福祉の専門職です。どこに相談すればよいかわからない『困りごと』などの相談を受け付け、地域の様々な力をつなげることで解決に向けて支援するとともに、より暮らしやすい地域づくりのための取組を行います。

(2) 地域のつながりをつくろう

はじめの一步としての“知る”、“学ぶ”から、“知り合う”“学びあう”“協力しあう”など、つながりを醸成する取り組みを、次の一步として働きかけしていきます。

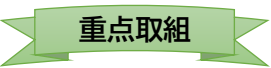
令和6年10月に開催した『地域座談会』では、希薄になった地域を活性化するためにできることとして、隣近所へのあいさつや声かけ、居場所づくりなど、身近な地域でできる様々なアイデアが各地域から提案されました。

社協の職員にとっても『地域座談会』の実施は、地域ニーズの把握ができる機会としてとても有益なものとなりました。今計画期間をとおして、継続的に『地域座談会』を開催することで地域のつながりの土壌づくり、地域活動へのきっかけづくりとして推進していきます。

〔取組の方向性〕

- 計画策定にあたって令和6年10月に市内6圏域で実施した『地域座談会』を継続的に開催し、地域全体がつながりあえる、連携・協働の土壌づくりを進めます。
- 『地域座談会』をきっかけとして、地域の方々が顔の見える関係となり、日常的に地域の住民同士があいさつ・誘いあい・助け合いの声をかけあえる関係となることを目指していきます。

〔具体的な取組〕

取組	取組内容
 地域座談会の開催	地域の方々が顔の見える関係となり、日常的に地域の住民同士がつながりあえるつながりづくりを目的に、市内6圏域ごとで自分たちが住む地域のことについて話し合う機会となる『地域座談会』を開催します。(年2回) 地域がつながることが重要だということへの気づきになるような身近なテーマ設定および身近な会場（市民センター等）での開催により、誰もが参加しやすい場となるよう企画していきます。 地域座談会を通じて、ボランティア活動の担い手など地域の支えあい活動のメンバーとして活躍できるような地域の人材の掘り起こしを行うとともに、住民ニーズに立脚した社協事業の企画・立案・実施につなげていきます。 【地域座談会のテーマ（案）】 ・第4次いきいきプラン八王子の内容報告や進捗状況について ・住民のつながりづくりに必要なこと！ ・地域活動の実践報告をふまえこの地域でできること ・〇〇圏域のよいところ！！ ・地域ごとに関心のある内容での情報交換会 etc.

取組	取組内容
6 重点取組 圏域担当職員の役割強化 ▶▶関連する取組：P67	地域のつながりづくりを目指し、地域ニーズの把握や地域連携・協働の土壌づくりを社協全体として推し進めていくために、単一の部署ではなく担当横断的な職員体制（圏域担当制）の役割を強化します。 圏域担当職員が受け持ちの担当圏域で『地域座談会』に取り組み、継続的に地域課題に向き合います。

★地域座談会を開催してみよう★

ご参加いただいた皆さんと「身近な地域で起きている課題」を出し合い、その課題を解決するために「地域や私たちができること」について意見交換を行いました。

「近所の交流がなくなってしまった」「挨拶が減ってしまってこんなことが起きている」という日頃感じていたちょっとした気づきから、「この場所が活用できたら近隣住民は活動しやすいのではないか」、「地域のイベントを近隣スーパーや商店街と一緒に盛り上げてみたらどうか」というような、そこで生活しているからこそ気づく課題や地域資源について、活発にお話していただきました。

参加者の声

- ・同じ地域に住む住民同士でも、なかなか一緒に話し合う機会などはなかったので、企画していただき参加でき嬉しかった。
- ・退職して時間があり地域活動をやりたい貴重な人材が、地域にいるということを知ることができ良い機会となった！これからも定期的に時期を決めて開催してもらいたい。

担当した職員の感想

- ・直接地域の声を聞く機会は少ないため、住民が何を感じ、何を求めているのかをリアルに知ることができた。
- ・参加者は皆、それぞれ地域を良くしていきたいという気持ちを強く持っている方が多いと感じた。もっと話をしたかったと思われる人が多くいたと感じた。



(3) 地域の活動に参加しよう

市のアンケート調査によると、地域での活動に参加していない理由として、活動の機会がないことが最も多く挙げられているほか、活動の内容や参加方法がわからないことも挙げられています。

前段の、地域座談会は、地域活動の参加形態の1つです。そこで、地域の諸課題の解決やより良い豊かな地域づくりに向けて、地域や私たちができることを探り、住民のつながりを基盤に実際の活動を生みだしていきます。ここで、社協の強みであるコーディネート力を活かし、活動参加の促進を進めます。

また、活動の機会がない、という回答は、情報が届いていない、と捉えなおし、多くの市民が参加の機会につながるよう、はちまるサポートによるアウトリーチ等を通じて情報収集を強化し、SNSなど多様な情報発信手段を効果的に活用します。

〔取組の方向性〕

- 地域のイベント、身近な集いの場での活動やボランティア活動などに、参加したいと思った方が気軽に参加できるように、広報紙やホームページの充実、複数のSNSを運用し、情報発信を強化します。
- 地域情報の収集、人と地域をつなぐコーディネートの充実等、はちまるサポートの機能強化に取り組みます。

〔具体的な取組〕

取組	取組内容
7 広報紙・SNSの拡充	社協だよりやボランティアセンターだより、はちまる通信、ホームページを活用して、地域の情報や社協の様々な情報、取組を広く住民に届けます。 広報紙を身近な拠点で手にとれるよう、配架場所を増やしていきます。 FacebookやInstagram、LINEなどのSNS活用により、幅広い世代に、また、忙しい方々に情報が届くよう、情報発信数を増やします。
8 CSWと地域のつながりづくり	はちまるサポートにいるCSWは、アウトリーチにより地域住民や関係者との交流を深め地域情報をキャッチし、その情報を踏まえ、人と地域のマッチング、参加のきっかけづくりを進めます。 はちまる通信の発行やSNSで活動報告を行うなど、はちまるサポートの認知度向上を目指します。 はちまるサポーターから届いた地域の情報を活用します。

★はちまるサポートを活かした社協の働きかけ★

八王子の広い市域において、住民に近い位置にある「はちまるサポート」は市民にとって身近な福祉の相談窓口です。困ったときにどこに相談すればよいかわからない時に、気軽に相談できる場であるだけでなく、「地域で何か活躍したい！」など地域活動に関するご相談も受け付けています。はちまるサポートには、CSWが常駐し生活上のお困りごとを伺い、地域や関係機関と協力して解決にむけたお手伝いをします。

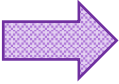
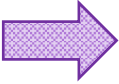
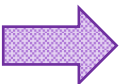
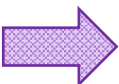
地域とのつながりをCSWが深めて、誰もが安心して住みやすい地域づくりを共に進めていきます。

◆CSW（コミュニティソーシャルワーカー）◆

複雑かつ多様化する個別的な相談に対して、寄り添いながら適切な支援を行う地域福祉の専門職です。

どこに相談すればよいかわからない『困りごと』などの相談を受け付け、地域の様々な力をつなげることで解決に向けて支援するとともに、より暮らしやすい地域づくりのための取組を行います。

【参考】

【第4期八王子市地域福祉計画の目標値】認知度			
八王子市社会福祉協議会	策定時 [令和5年度] 42.7%		目標値 [令和11年度] 60.0%
ボランティアセンター	策定時 [令和5年度] 24.1%		目標値 [令和11年度] 50.0%
成年後見・あんしんサポートセンター八王子	策定時 [令和5年度] 33.4%		目標値 [令和11年度] 50.0%
はちまるサポート	策定時 [令和5年度] 11.4%		目標値 [令和11年度] 50.0%

はちまるサポート圏域



【西部地域】

はちまるサポート川口
担当地域 犬目町、上川町、川口町、檜原町、美山町
はちまるサポート元八王子
担当地域 元八王子町、上叡分方町、諏訪町、四谷町、泉町、叶谷町、大楽寺町、式分方町、川町、横川町、長房町（一部地域）
はちまるサポート恩方
担当地域 下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町

【北部地域】

はちまるサポート石川
担当地域 石川町、宇津木町、大谷町（一部を除く）、久保山町、小宮町、平町、高倉町、丸山町
はちまるサポート加住
担当地域 梅坪町、尾崎町、加住町、左入町、高月町、滝山町、丹木町、戸吹町、中野山王二丁目、みつ台、宮下町、谷野町

【東部地域】

はちまるサポート由木
担当地域 上柚木、越野、下柚木、中山、南陽台、別所、堀之内、松木、南大沢、鎌水
はちまるサポート由木東
担当地域 松が谷・鹿島・大塚・東中野

【西南部地域】

はちまるサポート浅川
担当地域 裏高尾町、高尾町、廿里町、西浅川町、狭間町、初沢町、東浅川町、南浅川町、散田町
はちまるサポート館
担当地域 寺田町、梶田町、館町、大船町、めじろ台、山田町
はちまるサポート長房
担当地域 城山手、長房町（水崎町会、194-2～197-22、202-4を除く）、並木町

【中央地域】

はちまるサポート大和田
担当地域 横山町、八日町、本町、元横山町、田町、新町、明神町、東町、旭町、三崎町、中町、南町、中野町、暁町、中野山王、中野上町、清川町、大和田町、富士見町、大谷町の一部
はちまるサポート台町
担当地域 追分町、千人町、日吉町、元本郷町、長房町（水崎町会）、八幡町、八木町、平岡町、本郷町、大横町、小門町、台町、子安町、寺町、万町、上野町、天神町、南新町、緑町、旭町 1-18、小比企町 846

【東南部地域】

はちまるサポート由井
担当地域 打越町、宇津貫町、片倉町、北野台、北野町、絹ヶ丘、小比企町、長沼町、七国、兵衛、西片倉町、みなみ野

2 地域みんなで支えあおう！

～ 地域と社協がともに進める活動 ～

つながりが希薄となっている地域の現状において、孤独・孤立の深刻化を防ぐためには、人と人、地域と人との新たなつながりを構築していく必要があります。

自分が生活する地域のことを意識し、地域とのつながりを深め、誰もが地域の力になれる、支えあいのしくみづくりを充実します。



【現状と課題】

世帯の核家族化や単身化が進み、また、ライフスタイルや価値観が多様化し、地域のつながりが希薄になっている現状において、孤立しがちな高齢者や障害者、子ども、生活が困難な状況にある人などが、安心感や社会的なつながりを持って生活するための地域づくりが課題です。

一方、厳しい社会経済環境のなかで、地域のことに意識が向いていない（つながりがない）住民が多い現状があり、地域福祉の更なる推進を図るためには、一人ひとりが地域のつながりを意識することも課題です。

そして、地域のつながりを基盤に、社会全体で困難を抱える人々を支え、ともに支えあう地域づくりの推進に向けて、地域住民による助けあいのしくみをさらに広げていくことが求められます。

（１）地域とのつながりをみつけよう

市のアンケート調査によると、地域での活動に参加していない理由として、興味や関心がないことや自分のことを優先したいといった意見が一定数あることがわかりました。

また、地域福祉セミナーにおいては、地域福祉を進めるために効果的な活動として、生活支援の助け合い活動が５割半を占めていたものの、参加意向は３割半にとどまっていました。

そのため、一人ひとりが地域とのつながりを意識できるようにするとともに、地域とどのようにつながっていくのかを具体的にイメージすることができるようになることが求められます。

【取組の方向性】

- 地域の困りごとに気づきの意識を持つことができるよう、“つなぎ手”のイメージや役割等について、市民への普及啓発を進めます。
- 誰もが身近な地域のことを意識し、自分らしく社会とつながる“つなぎ手”となれるよう、環境づくりを進めます。

〔具体的な取組〕

取組	取組内容
9 はちまるサポーター（つなぎ手）の養成とはちまるサポートとのつながりの強化	はちまるサポーターは、地域のちょっとした気づきや課題をはちまるサポートに届け、地域課題の深刻化を予防します。 はちまるサポーターは、地域活動したい方を発見し、はちまるサポートに届けます。 はちまるサポーター募集を6圏域で開催し、登録者を対象に学習会を年1回開催します。 各はちまるサポートは、はちまるサポーター交流会や学習会を開催し、地域のつながりづくりにむけた意識啓発を行います。 ◆計画最終年度 登録目標人数：230人
10 CSW と地域のつながりづくり（再掲）	各はちまるサポートにいるCSWは、地域住民や関係者との交流を深め、アウトリーチを行うことで地域情報をキャッチします。 はちまる通信の発行やSNSで活動報告を行うなど、はちまるサポートの認知度向上を目指します。 はちまるサポーターから届いた地域の情報を活用します。
11 社協だよりやSNSの拡充（再掲）	社協だよりや本会ホームページを活用して、地域の情報や社協の様々な情報を広く住民に届けます。 FacebookやInstagram、LINEなどのSNS活用により、幅広い世代に情報が届くよう努め、情報発信数を増やします。 社協だよりやボランティアセンターだより、はちまる通信などの広報紙を身近な拠点で手にとれるよう、配架場所を増やしていきます。



【はちまるサポーター登録説明会の様子】



【はちまるサポーター交流会の様子】

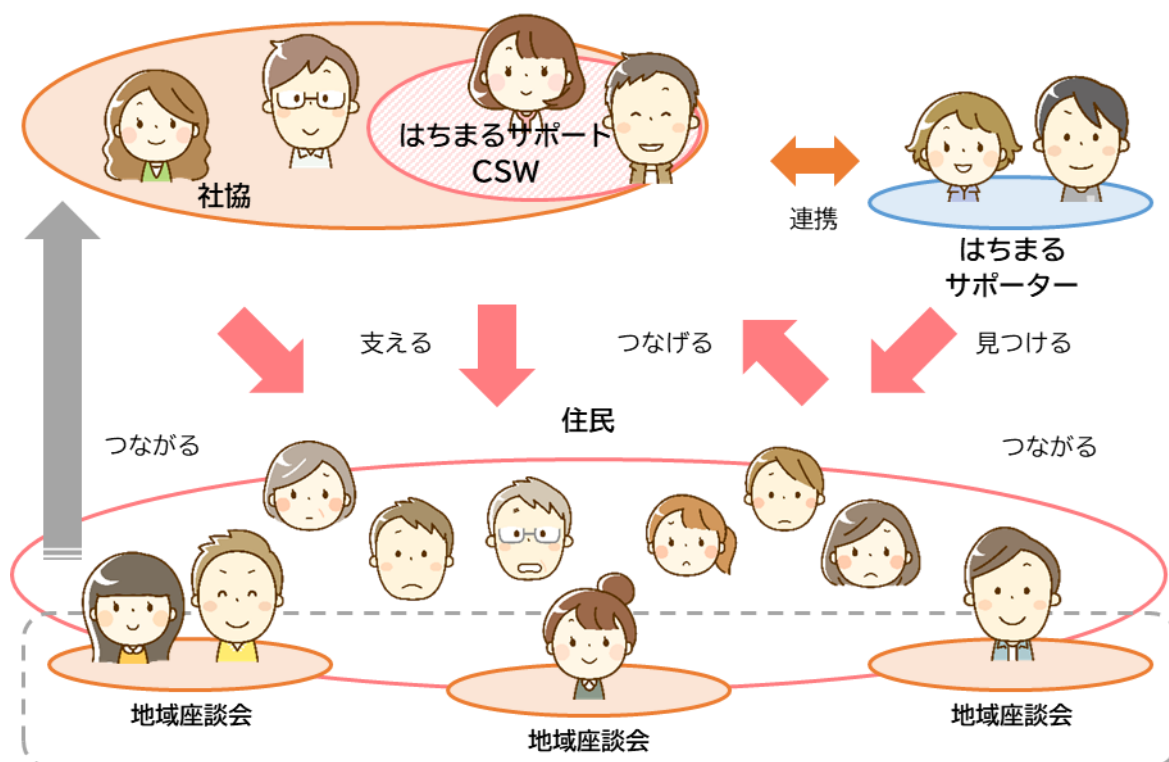
地域とはちまるサポートを“つなぐ”「はちまるサポーター」

はちまるサポーターとは、日常生活の中で地域の問題や課題、ちょっと気になることなどを地域の身近な相談窓口である『はちまるサポート』につないでいただく、“つなぎ手”となるボランティアです。地域への愛着があり、地域課題への関心が高い方、個人情報を守れる方、共感性が強く公正な立場を保てる方であれば、誰でも登録することができます。

はちまるサポーターの活動は「緩やかな見守り」です。はちまるサポーターは、はちまるサポートの活動を理解し、課題をもっている個人や家庭を早期発見・連絡することで、地域課題の深刻化を防ぐ目的で設置されました。

日常生活の中で気づいたこと、交流や社会参加が生まれる場所など、様々な地域の情報を気軽に“つなぐ”環境が育まれることで、安心して暮らし続ける地域になっていくことを期待しています。

■はちまるサポートとはちまるサポーターの関係



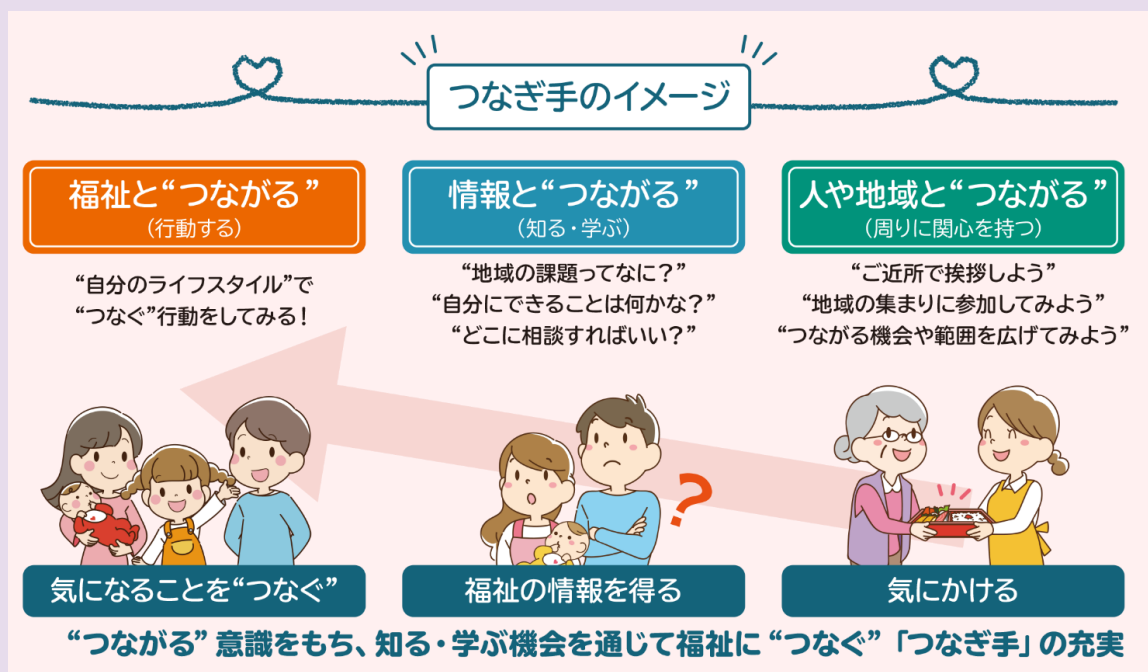
自分らしく社会とつながる “つなぎ手”

これまで地域福祉は、行政や福祉関係機関に加え、福祉を仕事とする方々や、「地域の役に立ちたい」「人々を支えたい」など自らの意思でボランティア活動に取り組む地域住民などが「担い手」となり、支えられてきましたが、昨今は担い手が不足しており、地域福祉にとって大きな問題となっています。

一方、全ての人が担い手になることは困難ですが、自分ができる範囲で地域や人、情報と“つながる”ことは、決して不可能なことではありません。

“つながる”ことを意識し、自分らしく社会とつながっていくことは、地域コミュニティの活性化だけではなく、隣人の孤独・孤立の解消や異変の察知など、福祉的な効果も期待できます。つまり、福祉を意識しているわけではない“つながる”という行動が、「結果的に」福祉につながり、その行動が、不足している担い手の活動を助ける大きな力になるのです。

第4期計画では、日常生活の中で、地域や人、情報とゆるやかに“つながる”地域住民を、新たに「つなぎ手」と呼称し、担い手とともに地域福祉を推進する主体のひとつに位置付けることとします。



出典：第4期八王子市地域福祉計画（P47・第4期計画の基本的な考え方）

(2) 身近な地域に居場所をつくろう

地域福祉セミナーでは、地域福祉を進めるために効果的な活動として、過半数が生活支援の助け合い活動と居場所活動を挙げており、居場所づくりの重要性が高まっていることがうかがえます。

身近な地域における居場所は、住民同士がつながり、支えあい、助けあうコミュニティの拠点となります。また、居場所が充実することで、孤独感や不安感が軽減され、多様な市民の交流や社会参加が促進されることから、各地域の特徴やニーズに応じた取組や様々な社会資源との連携が求められます。

〔取組の方向性〕

- 誰もが気軽に参加できる交流の場を充実します。
- 属性を問わない参加、多様な主体による居場所づくりなど、今までの活動支援に加え、新たな居場所を拡充します。

交流や社会参加が生まれる多様な居場所づくり

八王子市社会福祉協議会

様々な生きづらさを抱えた方が、農作業をしながらゆるやかに過ごすことができる居場所として、「はちまるファーム」を運営しています。

不登校や引きこもりなど生きづらさを抱えた方々は、コミュニケーション等の問題から地域との交流が希薄であったり、孤立した状態であることが多くみられます。そのような方がせっかくはちまるサポートに相談がつながったとしても、既存の地域資源につなげることが難しいことが多く、つなぎ先が少ないことにCSWは悩んでいました。

段階的な社会参加の1歩目として、農作業をしながらゆるやかに過ごすことができる場となればとの思いから、地域の農家さんのご協力をいただきながらCSWがつくりあげてきたのが今の「はちまるファーム」です。

土に触れる作業だけでなく、看板を作ったり、収穫した野菜を調理したり、自分にあった作業のときだけの参加ができたり、体調をみながら行けるときだけの参加でもよいなど、本人の希望にあわせて参加ができることが特徴です。

一人一人の状況にあわせた地域参加の促進が図れるよう、CSWを通じてこれからも「はちまるファーム」を活用していきます。



出典：第4期八王子市地域福祉計画（P80・コラム5）

〔具体的な取組〕

取組	取組内容
12 子どもの居場所の拡充	子どもが安心して通える子ども食堂など、子どものための地域の居場所活動を行う団体を応援します。 持続可能な支援体制を構築するため、地域全体で子どもたちを支える団体間が交流し、情報交換できる場を設定します。 市民や企業等からの寄付やボランティアの申し出に対してマッチングを行い、活動の活性化をはかります。 子どものための居場所活動を新たに始める団体へ立上げ支援を行います。 子ども食堂、無料塾などの居場所を市民に周知するため、MAPの作成を行います。
13 はちまるファームの活用	地域の方と一緒に様々な野菜などを育てる畑作業を通して、自然のなかで安心できる居場所として、「はちまるファーム」を運営していきます。 はちまるサポートに相談に来た方にとって社会参加への第一歩となるよう、CSWとともに活動に参加します。 小比企、南陽台の活動（それぞれ週1回） 季節に応じたイベントの開催
14 はちまるサポートによる居場所活動の展開とつながりづくり	はちまるサポートを中心とした居場所活動の創出、CSWによる活動支援を行います。 6圏域すべての圏域に、はちまるサポートを中心とした世代間交流等の居場所をつくります。 【令和6年度までの実績】 ・このいろ（中野団地） ・まるまるすぱーす（西部圏域） はちまるサポートを中心に、地域の居場所活動の情報を収集し、居場所を必要と感じている方をつなげます。



【はちまるファーム 芋煮会の様子】

【居場所活動の様子】

(3) 助けあいのしくみを広げていこう

市のアンケート調査によると、誰もが安心して暮らしていくために必要なこととして、地域での見守りや助け合いが最も重要視されており、地域住民が協力して、安全・安心に関する取組を中心とした地域づくりを進めていくことが求められています。

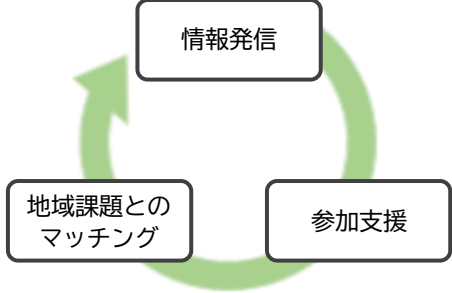
地域における見守りや助けあいの精神が広がることで、孤独・孤立を防ぎ、支援を必要とする人に適切な支援が届きやすくなることから、地域に密着した助けあいのネットワークを築いていくことが求められます。

〔取組の方向性〕

- 多様な主体による支えあいのしくみづくりを推進します。
- 圏域や地域課題テーマごとの相互交流の場など、だれもが参加できるプラットフォームづくりを進め、孤独・孤立対策を推進していきます。
- 行政や社協、地域住民だけでなく、民間企業・事業者など多様な主体と連携して、地域生活課題の解決を目指します。

〔具体的な取組〕

取組	取組内容
15 官民連携による 孤独・孤立対策への取組	地域団体などがお互いの活動を知り、交流することで団体同士のつながりを深めます。 官民連携により孤独・孤立対策に取り組むための「地域プラットフォーム」づくりを進めていきます。 《居場所づくり》 ・ 民間事業者と連携して、様々なアイデアをとりいれた居場所の運営 ・ 多世代にわたる地域住民が気軽に立ち寄れる場づくり 《協議体の運営》 ・ 圏域内の民間企業や社会福祉法人、福祉事業者や地域活動団体など地域の多様な主体が身近な地域課題を共有 ・ 官民連携により個別課題に対応
16 地域福祉応援企業の集いの開催	地域貢献活動に関心のある企業・事業所の方々に身近な地域課題やその対応について考え、交流できる集いを開催します。 【地域福祉応援企業の集い 開催の様子】

取組	取組内容
17 災害時の つながりづくり	《地域の防災減災の取組》 令和元年台風19号で被災した浅川・恩方地域で行っている、地域連携訓練、災害ボランティアセンター運営訓練を継続して実施し、当時の状況を風化させないよう努め、さらに地域での防災、減災への関心を高めていきます。 防災、減災の取り組みへの関心の高い地域からの要望に応じて地域連携会議、災害ボランティアセンター運営訓練の実施など事業協力を行います。 《災害ボランティアリーダー》 災害ボランティアリーダー養成講座や訓練などに参加し、有事の際積極的に活躍するとともに、平常時のつながりの大切さへの理解を深めます。 災害ボランティアセンターの立ち上げ時に、センターをともに運営し、災害ボランティアを取りまとめる災害ボランティアリーダーの養成を行います。 日頃から地域の顔の見える関係づくりが災害時に役立つことを広め、平常時から地域の関係づくりをすすめられるよう訓練や講座等を開催します。 ◆計画最終年度 登録目標人数：100人
18 ボランティア活動の 拡充	SNSや動画を活用したボランティア情報の発信により活動者数を増やしボランティア活動の輪をひろげていきます。 ボランティアを必要としている人や団体とボランティアをやりたい人をつなげ、ボランティア活動から社会参加やつながりが生まれる機会を充実させていきます。 市内にある様々な中間支援団体と連携し、市民にとってアクセスしやすい情報提供のあり方を検討する場づくりを行います。 中高生や大学生と協力し、子どもや若者が親しみやすく参加しやすい活動を開拓します。 ボランティアに参加しやすい環境整備のため、ボランティアマッチングの新たな仕組みを検討します。 はちまるサポートとの連携によるボランティアニーズの把握とボランティア活動の推進をはかります。 

取組		取組内容
19	市民後見人の養成	成年後見制度の利用促進や後見人の担い手を確保するため、「市民後見人養成講座」を開催します。2年をかけて講義や実習を行います。
20	生活支援員の募集 (地域福祉権利擁護事業)	判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのサービスである「地域福祉権利擁護事業」の担い手である生活支援員を確保していきます。 ・ 募集説明会の開催（必要時）
21	ひきこもり家族会等の活動団体支援	ひきこもり家族会「ぶなの会」をはじめとする活動団体と、相互連携や情報交換を行います。 家族会の居場所活動「ぶなの樹」の開催継続や属性に問わず誰もが気軽に参加できる出張居場所活動を支援します。
22	不登校支援団体の支援	学校に行きづらい子どもや、生きづらさを抱える親子を支援している不登校支援団体等の活動を支援します。 ・ マップづくりによる支援機関の可視化 ・ 支援者サロンの開催による関係づくり
23	ういずサービスの充実	高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるための会員制有償家事援助サービス『ういずサービス』を、継続してサービス提供できるよう、担い手の協力会員を増やしていきます。 ・ 募集説明会の開催（年6回）



【災害ボランティアセンター立上げ訓練の様子】
(恩方地区)



【災害ボランティアセンター立上げ訓練後の集合写真】
(浅川地区)



【市民後見人養成講座の様子】



【生活支援員募集説明会の様子】

第5章 社協発展・強化計画

-
- 1 発展・強化計画策定にあたって
 - 2 とともに生きる豊かな地域社会づくり
-

1 発展・強化計画策定にあたって

(1) 社会福祉協議会基本要項を踏まえた策定

令和7年を目途に、全国で活動する社会福祉協議会の、これからめざすべき社協の姿―「新・社会福祉協議会基本要項」の改定協議が進められています。八王子社協の発展・強化計画を策定するにあたり、当該基本要項(案)の内容を踏まえた計画策定を基本的な考え方の一つとします。

■社会福祉協議会基本要項2025 第2次案

【社協の使命】

社協は、住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者と、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を進めます。

【活動原則】

社協は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を活かした活動を進めます。

①【住民ニーズ基本の原則】

- ・社協の活動・事業を動かす原点は一人ひとりの住民のニーズであり、様々な形で相談を受け止め、地域にアウトリーチしてニーズを把握するとともに、住民のニーズに立脚した活動を進める。

②【住民活動基本の原則】

- ・住民や地域の関係者の地域福祉への関心を高めるとともに、あらゆる活動・事業を通じて、住民や地域の関係者をつながることを支援する。
- ・つながりのなかで生まれる住民の自発的な取り組みを基盤とした活動を進める。

③【個別支援と地域づくりの一体的展開の原則】

- ・一人ひとりのニーズに立脚した相談・生活支援等の個別支援と、誰もがともに生きられる包摂的な地域づくりを、社協の総合力を活かして一体的に展開する。

④【連携・協働の原則】

- ・多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災、その他の分野の関係者と連携・協働する。
- ・公使協働の要として、住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、協働と役割分担に基づいた活動・事業を展開する。

⑤【専門性の原則】

- ・地域福祉を推進する中核的な団体として、コミュニティソーシャルワーク、コミュニティワーク、ケアワーク等の知識・技術、住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤に地域福祉推進の専門性を発揮する。また、常に専門性の維持・向上に向けて人材育成を図る。

(2) 第4期八王子市地域福祉計画との整合を踏まえた策定

第4期八王子市地域福祉計画では、社協運営・体制に直接かかわる内容が盛り込まれています。特に、令和3年から市で取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」は、前段の社協基本要項で示されている“使命”や“活動原則”との共通項も多く、“社協らしさ”を発揮できる事業です。

この事業を通じて、地域における社協の存在意義・価値を高める効果が期待でき、社協全体でコミュニティソーシャルワークを実践できる運営体制を整備する必要があります。

■第4期八王子市地域福祉計画の特徴（抜粋）

【重層的支援体制整備事業の深化・推進】

推進の視点－「地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援へのつなぎ」

【方向性】

①包括的相談支援事業

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行う。

- ・はちまるサポートの基幹化とCSWの機能強化
- ・各福祉関係機関における相談対応の共通化

②地域づくりに向けた支援事業

地域住民が出会い、交流できる場や居場所の確保に向けた支援と、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネートを行う。

- ・八王子未来デザイン2040の「地域づくり」と連携した担い手・つなぎ手の充実と地域活動の活性化支援
- ・多様な主体と連携して地域生活課題や支援ニーズに対応できるプラットフォームの構築

③多機関協働事業

複雑化・複合化した支援ニーズに対して、福祉関係者の役割を整理し、支援の方向性を示すとともに、支援体制の構築を行う。

- ・分野別の支援をつなぐ連携基盤の強化

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

福祉サービスが途切れないよう、必要な住民への訪問（アウトリーチ）による支援の継続的な繋ぎを行う。

- ・CSWによるアウトリーチ機能の充実

⑤参加支援事業

ひきこもり等課題を抱える方の自立に向けた、交流機会の提供、地域とのつながりや就労支援などの社会参加支援や参加機会の創出を行う。

- ・生きがい・やりがいに繋げる社会参加機会の充実

社会福祉協議会の使命、活動原則や八王子市第4期計画との整合の観点から、令和7年度からの6か年において、八王子社協の活動方針を次のとおりとします。

1. 役職員は、様々な地域生活課題に目を向け、その解決に一体となって活動する。
2. 職員は、地域を基盤とするソーシャルワーク実践のプロを自覚し、活動する。
3. 事業活動は、地域住民、多様な主体との連携・協働、社協内部署連携、八王子市とのパートナーシップを基盤に行う。

(3) 経営資源の把握にもとづいた策定

社協使命や市計画との整合のもと活動を展開するうえで、社協のもつ経営資源はどのような状況にあり、どれだけ活用できるかを、把握する必要があります。活動展開に、資源の不足が生じる恐れがあれば、課題として捉え改善策の検討が必要となります。

発展強化・計画では、令和7年度からの6か年を視野に、現在の経営資源－「ひと」「もの（提供サービス）」「かね」「情報」の状況把握・課題整理を行い、これらを最大限に活用し、継続的で効率的な活動展開ができることを目的に策定します。

■経営資源「ひと」「もの」「かね」「情報」の現況把握と課題（概要）

【ひと】

福祉活動・事業の展開において、「ひと」－人材はもっとも重要な資源です。人材確保や育成は継続的に取り組む必要があります。計画期間は、はちまるサポートの増設・体制強化も見込まれていることから、人材確保は課題となっています。また、連携・協働の観点から、社協内部署間を横断的に、職員がチームとして動く取組みも必要です。

【もの】

この計画では、提供するサービスを「もの」として捉えます。地域福祉の制度化が進むなか委託事業が増加しています。制度の狭間やより豊かさを提供できるサービス開発・提供が必要です。

【かね】

年度の財源の多くは委託費となっています。社協運営を補完する市からの補助金にも限界があります。自主財源となる会員会費や寄付は減少傾向にあります。また、福祉基金の活用で経常経費を生み出す検討が必要です。

【情報】

この計画では、広報活動を「情報」として捉えます。団体や事業の認知度を高め、地域住民の方々が、必要な時にアクセスしやすい環境整備を進める必要があります。また、職員が積極的に地域へ出向き、顔の見える関係づくりに取り組む必要があります。

2 とともに生きる豊かな地域社会づくり

社協は、住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者と、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を進めます。

社会福祉法人の経営資源を把握し、地域福祉推進に必要な人材の確保と育成を考えることは、組織強化に欠かせません。



(1) 「ひと」－人材確保・育成

〔現状と課題〕

●人材確保

近年、はちまるサポートの増設や退職者補充にともなう職員採用を実施してきました。正規職員については、専門性を維持するため中途採用者枠を拡大（年齢）するなど、応募の範囲を広げてきました。現状、人員に窮する状態に至っていないものの、最近では、特に嘱託専門職の応募者数の減少が顕著であり、退職者補充に至っていない状況があります。

少子高齢化の進行により、社会全体が働き手不足が見込まれているなか、相談支援等対人援助を実践する専門性を保持した「ひと」の確保は課題となっています。

●育成

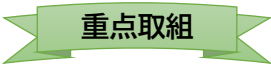
個別支援と地域づくりの一体的展開、地域生活課題の深刻化予防、解決に向けた支援等の活動は、今後の社協の存在意義・価値を高めるためにも積極的に取り組む必要があります。これら地域の課題に応えられるよう、職員に各種研修参加や資格取得等、個々の専門性の確保を促す取組は継続的に行っています。

一方で、これら個別の研修のほか、育成においては、日常業務を通じて、職員がキャッチした住民ニーズを共有する場や事例検討など職員間で実践的な取組に基づくグループワーク等を交えた研修も効果的です。すべての職員が、担当部署を超えて連携・協働できる仕組みが不足しています。

〔取組の方向性〕

- 募集の機会を拡大します。
- 地域を基盤としたソーシャルワーク実践ができる職員を育成します。
- 部署を横断した研修の仕組み（チーム支援ができる体制）をつくります。

〔具体的な取組〕

取組		取組内容
24	福祉の仕事、相談・面接会	東京都福祉人材センターが開催する地域別「福祉の仕事、相談・面接会」に新規参加します。
25	理事・評議員・職員合同研修	社会課題等の把握、解決に向けた取り組み方策等、学識経験者、地域活動実践者等の講演・グループワークを実施します。 (年1回)
26	情報共有・事例検討会	全職員を対象として情報共有・事例検討を実施します。 地域ニーズの共有化、多様な視点や支援方策等の見識を互いに深め、部署を超えてチームとして連携して支援できる体制づくりを目指します。
27	 重点取組 圏域担当職員の役割強化 ▶▶ 関連する取組：P48	地域のつながりづくりを目指し、地域ニーズの把握や地域連携・協働の土壌づくりを社協全体として推し進めていくために、単一の部署ではなく担当横断的な職員体制（圏域担当制）の役割を強化します。 圏域担当職員が受け持ちの担当圏域で『地域座談会』に取り組み、継続的に地域課題に向き合います。

【令和6年度 職員研修の様子】



(2) 「もの」－事業開発

〔現状と課題〕

職員による各種委員会活動等を進め、企業会員の開拓や広報活動の充実等を行ってきました。既存の事業活動をどのように改善するか、経営資源－主に「ひと」「かね」「情報」の効果的運用について検討してきました。

一方、「もの」－サービス提供に関しては、コロナ禍の影響もあり、自主事業を縮小せざるを得ない状況がありました。

住民ニーズ基本の原則に基づき、住民ニーズに立脚した活動が求められるなか、社協内でニーズの共有化、情報収集の方法等、調査研究からの事業企画立案の機能が不足しています。この機能を充実する体制づくりが課題となっています。

住民ニーズに立脚したサービス提供は、社協を身近に感じることにもつながり、社協の認知度向上を高めるうえでも効果があります。

〔取組の方向性〕

- 調査研究・企画立案の職員プロジェクトを立ち上げます。
- 目的別委員会活動を充実します。

〔具体的な取組〕

取組		取組内容
28	事業企画・開発プロジェクト	住民ニーズ把握のための調査研究を行います。 住民ニーズに立脚した事業企画・立案を行います。
29	目的別委員会活動の充実	≪自主財源確保拡充委員会≫ 会費・寄付をはじめ自主財源の増収に関する検討・事業を展開します。 ≪広報委員会≫ 広報活動全般の検討・事業を展開します。 ≪研修委員会≫ 全体研修、情報共有・事例検討会の企画・運営を行います。 ≪財務検討委員会≫ 基金の運用、活用に関する検討を行います。 ≪災害ボランティア活動推進委員会≫ 災害ボランティアセンター運営・人材育成を行います。

(3) 「かね」－財務

〔現状と課題〕

過去数年にわたり会員が減少し、会費の収入が減少しています。寄付金は一定の水準を確保していますが、寄付金は任意によるものであり、事業展開をするうえで財源としての安定性に欠ける側面もあります。また、社協運営を補完する市補助金は、市の財政状況、社会情勢などを背景に減少傾向にあります。

一方、寄付を積み立てた地域福祉基金については、定期預金、公共債購入で運用を図っていますが、低金利により運用益が減少している状況があります。今後、地域貢献と自律し継続的な団体運営を両輪に、有効な基金の運用・活用について検討する必要があります。

〔取組の方向性〕

- 経営分析を行い、経営資源の適正化を図ります。
- 地域福祉応援企業を拡充します。

〔具体的な取組〕

取組		取組内容
30	経営コンサルによる財務分析の実施	社協の持つ経営資源により効果的に地域福祉活動を展開することを目的として経営コンサルによる財務分析に取り組みます。 (令和7年度)
31	地域福祉基金の活用	経営分析を踏まえ、理事会・評議員会において、効果的な運用・活用を検討します。(令和8年度)
32	地域福祉応援企業の拡充	地域福祉応援企業会員数を増やします。 社協と地域福祉応援企業、および地域福祉応援企業同士との定期的なつながりを作ります。 地域福祉応援企業との協働活動を実施します。
33	社会貢献型自動販売機の設置拡充	社会貢献型自動販売機の設置を拡充します。 大学・企業等への働きかけを強化します。
34	持続可能な事業展開	事業の収支構造を理解しつつ、十分な効果を発揮する運営に取り組みます。 必要に応じて事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組みます。

■会員会費の状況

令和5年度実績	件数(件)	金額(円)
正会員(500円以上)	10,035	6,090,000
賛助会員(3,000円以上)	174	616,446
特別会員	164	2,175,130
合計	10,373	8,881,576

過去3年間の実績	件数(件)	金額(円)
令和4年度	11,676	10,559,240
令和3年度	13,014	11,256,218
令和2年度	13,626	11,773,350

■地域福祉応援企業（令和5年新設）

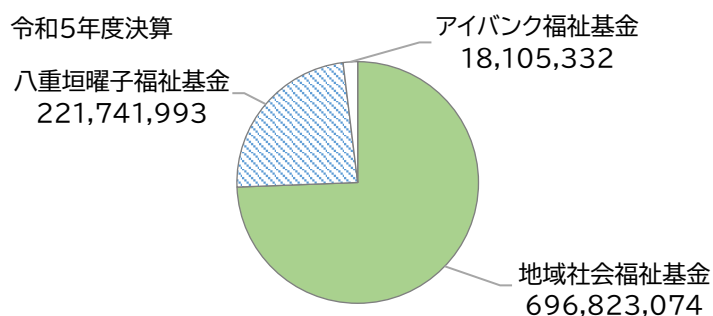
<会費：30,000円以上／企業>

種別	件数(件)	金額(円)	説明
パートナー企業会員	12	381,746	社協を財政面で支えるとともに、地域福祉活動を実施いただける企業
サポーター企業会員	13	410,000	社協を財政面で支えていただける企業
合計	25	791,746	

<パートナー企業による地域福祉活動の実施>

種別	件数(件)
社会貢献型またはチャリティ型自動販売機の設置	3
福祉に関する従業員向け研修会の実施	4
社協関連広報紙配架スペースの提供	2
募金箱の設置	1
市内福祉団体への活動協力（活動場所提供等）	8
合計	18

■基金の状況



■基金の運用益

過去3年間の実績	金額(円)
令和5年度	5,042,237
令和4年度	4,483,754
令和3年度	5,221,709

■自動販売機の設置・収益状況

	自動販売機		証明写真機	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
設置台数(台)	32	32	2	2
手数料収入(円)	13,032,620	12,001,646	1,013,348	1,113,784

(4) 「情報」－広報

〔現状と課題〕

市のアンケート調査によると、社協や実施事業の認知度が低い状況にあります。これまで、ホームページの刷新やSNS発信などに取り組んできましたが、地域福祉を推進する団体として、明確なミッションを伝えきれていない状況があります。また、社協が行っている事業や社協の役割が住民に伝わりづらいのは、伝え方や伝える内容が、IT主流の時代のニーズにあっていない側面もあります。

社協だよりは、主たる情報発信ツールとして年4回発行しており、令和7年度には発行が200号となります。新聞折込を中心に、公共施設等への配架で情報を届けてきましたが、新聞折込件数が年々減少しており、各戸に行き渡っていない状況にあります。

また、人と人とのつながりの場づくりの一つとして、市民センターまつりなど地域イベントが市内各所で盛んに開催されています。これまで、はちまるサポートが中心となり、はちまるサポートの活動紹介等を中心に参加してきましたが、社協全般のPRの場には至っていない現状があります。そのため、職員が住民とつながる場や顔の見える関係づくりの一環として各種イベントに参加し、住民に身近な社協を感じてもらうことが必要です。

さらに、社協は令和8年度に創立100周年を迎えます。イベント開催等で社協活動をさらに周知する機会であり、広報活動を活性化させる必要があります。

〔取組の方向性〕

- 広報活動を担う部署（プロジェクト）を明確にします。
- 創立100周年に向けた広報活動を行います。
- 社協PRの場を開拓します。

〔具体的な取組〕

取組		取組内容
35	広報力アッププロジェクト	広報活動全般の戦略や効果などを検討する機能を広報委員会に設置します。 ・ 社協だよりの企画・編集、配布方法の検討 ・ ホームページの運用管理、活用促進 ・ SNSの活用促進 ・ 職員広報力アップのための研修企画・実施
36	社協100周年プロジェクト	令和8年度に創立100周年を迎えるにあたり、プロジェクトチームを編成します。 ・ 各種広報イベント、記念誌発行等の実施
37	マスコットキャラの制作	社協100周年（令和8年度）に向け、マスコットキャラクターの制作を行います。
38	各種地域イベントへ参加	市民センターまつり、マルシェ、その他地域イベント等への参加を開拓します。 地域住民との関係性を構築するため圏域担当者が中心に各種地域イベントに参加し、社協PRを強化します。

第6章 計画の推進体制

-
- 1 関係機関・団体との連携と住民の活動参加の促進
 - 2 計画の進行管理
-

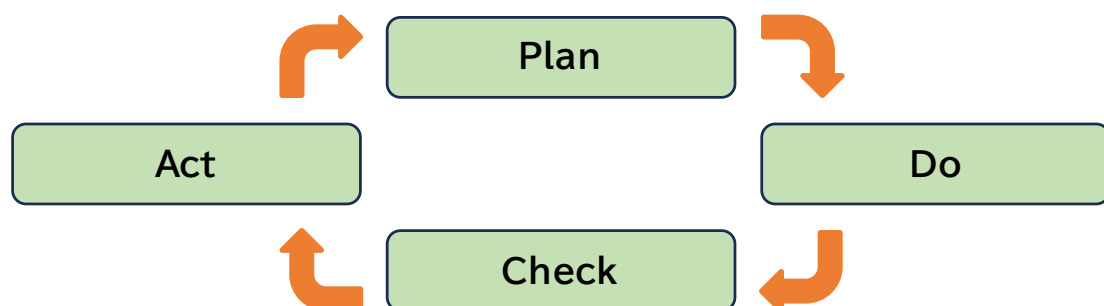
1 関係機関・団体との連携と住民の活動参加の促進

「社協だより」や社協ホームページにより本計画を住民に周知するとともに、町会・自治会・管理組合の会合、社協及び関係諸機関・団体の会議、セミナーやボランティア講座等の地域住民と接するさまざまな機会を捉えて本計画を積極的にPRし、住民の地域福祉活動への参加意欲を高めるように努めます。

2 計画の進行管理

地域住民や地域福祉関係者、学識経験者等で構成する「第4次八王子市地域福祉推進計画推進委員会」を設置し、「PDCA（Plan－Do－Check－Act）サイクル」によって計画の定期的な点検、評価を行います。また、点検・評価の結果について、「社協だより」やホームページで公開します。

■PDCAサイクルによる進行管理



Plan（計画立案）	目標を設定し、目標達成に向けた取組を計画する
Do（実行）	計画に基づき取組を実行する
Check（評価）	取組を実行した結果を把握・分析し、評価する（学ぶ）
Act（修正・改善）	評価に基づき、計画の目標、活動などの改善を行う

資料編

-
- 1 第4期八王子市地域福祉計画 関連資料
 - 2 計画策定の経過
 - 3 計画策定の組織
-

1 第4期八王子市地域福祉計画 関連資料

【本計画と関連のある成果指標】

項目	現状値	目標値 (令和11年度)
八王子市社会福祉協議会の認知度	42.7%	60.0%
ボランティアセンターの認知度	24.1%	50.0%
地域の課題を知っている市民	30.0%	40.0%
地域共生のまちづくり推進セミナーの参加人数	270人/年	500人/年
地域活動への参加経験がある市民	52.4%	55.0%
ボランティアセンターに登録する登録ボランティアの数	2,061人	3,000人
ボランティアセンターでのマッチング件数	182件	300件
ボランティアセンターで紹介できる参加先の数	延べ120件	延べ300件
ボランティアセンターが発信するSNSの登録者数	389人	1,000人
「ひきこもり」の相談ができる窓口の認知度	新規	50.0%
孤独・孤立状態にある本人や家族の居場所や社会参加等の「場」の数	新規	30か所
孤独・孤立対策支援プラットフォームの数	新規	6か所
はちまるサポーターの登録人数	10人	210人
はちまるファームの数	1か所	3か所
災害ボランティアリーダーの数	45人	60人
成年後見・あんしんサポートセンター八王子の認知度	33.4%	50.0%
はちまるサポートの認知度	11.4%	50.0%
はちまるサポートの整備数	13か所	15か所
地域福祉の基盤づくりを行うはちまるサポート（基幹型）の数	新規	6か所
CSWによるアウトリーチ支援の件数	1,723件/年	2,000件/年
市民後見人の登録者数	37人	60人
社会福祉法人と連携した地域生活課題への取組件数 (はちまるサポートとの連携)	新規	6件

2 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和6年 6月 4日	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・委員・事務局の自己紹介 ・いきいきプラン八王子の経過、位置づけ、策定委員会の役割について ・委員長・副委員長の互選 ・第4期八王子市地域福祉計画の概要説明 ・第4次いきいきプラン八王子の方向性について ・第4次いきいきプラン八王子策定体制、スケジュール
8月23日	第2回策定委員会	・7月20日開催 地域福祉セミナーについて ・「第3次計画」の取り組み状況と評価 ・計画策定の背景・地域の諸課題、現状 ・「第4次計画」の構成 ・地域座談会の開催について
10月25日	第3回策定委員会	・地域座談会報告 ・第4次いきいきプラン八王子 骨子案について
11月21日	第4回策定委員会	・第4次いきいきプラン八王子 計画素案について
12月13日	第5回策定委員会	・第4次いきいきプラン八王子 計画素案について
令和7年 2月14日	第6回策定委員会	・パブリックコメントへの意見および回答について ・計画書(概要版)の決定について

3 計画策定の組織

【策定委員会】

① 第4次八王子市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

（設 置）

第1条 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、第4次八王子市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目 的）

第2条 委員会は、「第3次八王子市地域福祉推進計画」の進捗状況及び「第4期八王子市地域福祉計画」の理念を踏まえ、地域社会における福祉的諸課題の解決にむけた行動計画を協議・検討するために設置する。

（任 務）

第3条 委員会は、次の事項について協議・検討を行う。

- （1）住民主体の地域福祉活動計画に関する事項
- （2）地域福祉活動を推進する本会の発展・強化計画に関する事項
- （3）第4次八王子市地域福祉推進計画の素案のまとめ
- （4）第3次八王子市地域福祉推進計画の評価に関すること
- （5）その他計画策定に必要な事項

（組 織）

第4条 委員会は、委員15名以内とする。

- 2 委員は、市内の社会福祉関係団体、地域団体、医療保健関係団体、行政関係者より推薦された者及び学識経験者並びに福祉活動を行う者（市民公募者含む）とし、本会会長が委嘱する。

（任 期）

第5条 委員の任期は、委嘱日より令和7年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第6条 この委員会に委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。
- 3 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

（作業部会）

第7条 委員会は、その目的を達成するため作業部会を必要に応じて設置する。

- 2 作業部会に関する事項については、別途定める。

（意見等の聴取）

第8条 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

（報 告）

第9条 委員長は、委員会の活動状況を適宜本会会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局内に計画策定に関する担当を設置し、処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
2. この要綱は、第4次八王子市地域福祉推進計画策定をもって、その効力を失う。

② 委員名簿

任期：令和6年5月14日から令和7年3月31日

	氏名	構成区分	所属等
1	和田 清美	学識経験者	公立大学法人東京都立大学 特任教授
2	吉田 升三	地域団体	八王子市町会自治会連合会 常任理事 (北野地区連合会長 ・ 絹ヶ丘一丁目自治会長)
3	島崎 誠	社会福祉関係団体	八王子市民生委員児童委員協議会 副会長 (第1地区会長)
4	塚本 恵里香	社会福祉関係団体	八王子施設長会 理事 (社会福祉法人 愛信芳主会 理事長)
5	山川 徹	社会福祉関係団体	八王子市障害者地域自立支援協議会 委員 (社会福祉法人 八王子いちょうの会 理事長)
6	谷口 哲也	社会福祉関係団体	八王子市地域包括支援センター長会 (八王子市地域包括支援センター加住 センター長)
7	小林 紀子	医療保健関係団体	八王子MSW連絡会 (城山病院 MSW)
8	園部 文人	福祉活動を行う者	市民公募委員
9	角 宏美	福祉活動を行う者	市民公募委員 (令和6年12月末日 退任)
10	田沼 尚美	福祉活動を行う者	はちおうじミライ応援団 (まちの図書室まちの保健室 おさんぽ 代表)
11	立花 等	行政関係者	八王子市福祉部長

第4次いきいきプラン八王子

～第4次八王子市地域福祉推進計画～

発行・編集 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所内

電 話 : 042-620-7338(代表)

F A X : 042-623-6421

メール : info@8-shakyo.or.jp

ホームページ : <https://www.8-shakyo.or.jp/>

あなたもわたしも主役

つながりあい、支えあうまち、はちおうじ

